# 平成25年 第2回 (定例) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録 (第2日) 平成25年6月18日 (火曜日)

## 議事日程(第2号)

平成25年6月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

#### 出席議員(16名)

1番 魚谷 洋一君 2番 魚原 満晴君 3番 田中隆太郎君 4番 広田 清晴君 5番 荒川 政義君 6番 中本 博明君 7番 松井 岑雄君 8番 今元 直寬君 9番 尾元 武君 10番 平野 和生君 11番 吉田 芳春君 12番 濱本 康裕君 13番 久保 雅己君 14番 小田 貞利君 15番 平川 敏郎君 16番 新山 玄雄君

## 欠席議員 (なし)

# 欠 員(なし)

## 事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 利雄君 議事課長 中村 和江君 書 記 大下 崇生君

#### 説明のため出席した者の職氏名

 町長
 ………
 椎木
 巧君
 代表監査委員
 ………
 西本
 克也君

 副町長
 ………
 岡村
 春雄君
 教育長
 ………
 西川
 敏之君

 公営企業管理者
 石原
 得博君
 総務部長
 星出
 明君

 産業建設部長
 佐川
 浩二君
 健康福祉部長
 川口
 満彦君

 環境生活部長
 奈良元正昭君
 久賀総合支所長
 松村
 正明君

 大島総合支所長
 福田
 美則君
 東和総合支所長
 藤山
 忠君

 橘総合支所長
 吉村
 昭夫君

 会計管理者兼会計課長
 岡本
 洋治君

 教育次長
 西本
 芳隆君
 公営企業局総務部長
 藤田
 隆宏君

 政策企画課長
 松本
 康男君

# 午前9時30分開議

○議長(新山 玄雄君) おはようございます。11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

# 日程第1. 一般質問

○議長(新山 玄雄君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が4名でありますので、通告順に質問を許します。最初に、11番、吉田芳春議員。 〇議員(11番 吉田 芳春君) 11番、吉田でございます。私は、周防大島高校の問題で、再 度、一般質問することになるとは夢にも思っておりませんでした。どうぞよろしくお願いいたし ます。

さて、平成24年第4回町議会定例会において、私が一般質問で、県教委が示した県立高校の再編整備計画に基づき、安下庄高校と久賀高校を統合し周防大島高校が誕生してから5年を経過していますが、いまだに2校舎体制で、生徒の皆さんは、部活や学校行事等で校舎間を行ったり来たりして大変な不便を強いられております。一刻も早く1校舎体制を確立し、名実ともに周防大島高校教育の充実・発展を図るよう町当局として県教委への重点要望を強くお願いいたしました。そのときに、町長、教育長が答弁され、高校再編整備計画については町内で多様な意見があることから慎重に取り扱わなければならないと、町長、教育長ともに町から県へ要望書を提出することについては真っ向から否定されました。

特に町長は、「県立高校につきましては、私どものほうで、例えば教育内容とか、または学校の施設整備またはその統廃合、再編とかいうことについて全く権限を持たされていないわけでございまして。先ほど、新聞報道で知ったということでございましたが、特に私たちのほうにどうこうしてよろしいかというような御相談もございません」と答弁されております。また、「今の、

町長とか教育長が県に対してから重点要望をして、というお話がございましたが、町長とか教育長がするということは、この周防大島町という団体意思の決定、団体を代表してからやるわけでございますので、それはいろいろ多様な意見があると思います。そうした中を一点的にそのような要望を出すということについては、先ほど教育長が申し上げましたように、より慎重にならなければならないというふうな気持ちでおるところでございます」と答弁されております。答弁は、議事録原文のとおりでございます。本当に町長に相談がないままに、町長からも要望もなくて県教委の一方的な考え方でこのたびの高校改編が行われたのか、誰もが疑問に思うところでございます。

一方、ことしの2月21日に開催された県教育委員会の会議録を見ますと、「昨年9月には、 周防大島町から、周防大島高校のさらなる活性化に向けて魅力ある学校づくりを進めてほしい、 福祉のスペシャリストを育成するために福祉専攻科を設置をし、という要望書をいただいており ます。また、周防大島町から、改めて今回の改編案に大きな期待を寄せている旨の要望書をいた だいてるところです」と高校教育課長が県教育委員会の会議で発言しております。実際に、本当 に町から公文書として要望書を県教育委員会教育長宛て、提出しているのかしてないのか、その 事実関係について真偽をお伺いいたします。

次に、県教委が示してる周防大島高校の学科改編案によって、2年先に福祉科の生徒が卒業したあとに、久賀校舎の福祉棟を利用して福祉専攻科を設置し全国から生徒を募集する計画が示されております。福祉専攻科は、高校を卒業した生徒が入学でき2年間履修し、終了または終了見込みの学生は介護福祉の国家試験の受験資格が取得できますが、福祉専攻科を終了しても高校卒業扱いで、福祉専攻科を終了したメリットはありません。そこで、福祉専攻科に入学するよりも、専門学校や短大を卒業し介護福祉の資格を取得したほうが、現代の学歴社会においては初任者給料の面からメリットがあります。

福祉専攻科を新たに設置するより、二十数年前、将来、島は少子高齢化により高校がなくなることを心配した先輩諸氏が中心となって、全国から入学できる福祉科の新設を建白し、同窓会や地域の要望をくみ取り、県教委は平成4年に中国・四国地方で初めて福祉科を新設されましたいきさつがあります。毎年、介護福祉国家試験において高い合格率で資格を取得し、福祉の現場で活躍されてる生徒の気持ちも考えないで、地元や教育関係者の説明らしい説明はしないまま、地元住民を無視し町長や教育長と協議して、県教委サイドで校舎は安下庄に集約し平成26年度から地域創生科を、28年度から福祉専攻科を設置する周防大島高校改編案には、私は容認できません。

町長は、平成18年9月7日付で、久賀高同窓会から県知事あてに1万438名の署名をもって福祉科の存続に関する嘆願書を提出されていることは十分認識されてると思います。また、特

例高等学校は介護福祉の勉強を満たしていないので、平成25年度をもって募集停止となります。 しかし、福祉系高等学校である周防大島高校福祉科については、平成26年度以降も存続できま すし、文部科学省が土曜授業を実施する学校6日制の導入に向け、検討されています。そのうち 土曜授業が再開されると、カリキュラムの問題も解消されます。

周防大島高校の福祉科は、例年、若干の定員割れになっていますが、県内から多くの学生が入 学しており、伝統ある福祉科として高く評価されています。1つの科を廃止するには、地域の意 見を十分聞いて慎重な審議が必要であり、全国の高校の動向も参考にし、周防大島高校の福祉科 の廃止を急ぐ必要はないと思います。一旦廃止した科を復活されることは並大抵なことではあり ません。

これらのことを鑑み、町長は県教委に対して、今回の周防大島高校改編案について白紙撤回を要望すべきだと思いますが、御見解をお伺いします。

次に、来年度の地域創生科の生徒募集定員等が、近々、県教委から公表されると思います。地域創生科の新設に伴い、普通科入学生徒が大幅に減少することが予想されます。ことしの普通科の募集定員80人に対し43人の生徒が入学しましたが、依然として大幅な定員割れが続いております。このような周防大島高校の現実に対し、御所見をお伺いします。

次に、安下庄校舎に集約されたことについてお尋ねいたします。現在、安下庄校舎に通学する 生徒は、東和地区及び安下庄地区出身の生徒が多いことから安下庄校舎に集約したと言われてお ります。郡内の中学を卒業した生徒が、仮に全員入学しても、周防大島高校は存続できません。 郡外から生徒を確保するためには、野球をやりたい生徒の受け入れ体制を整える必要があると思 います。

今、周防大島高校の普通科に在籍し郡外から入学してる生徒は、全員野球部の生徒だそうです。 野球部の生徒は、久賀にある寮からスクールバスで、毎日、安下庄校舎に往復約1時間を費やし 通学しております。そのようなハンデのある中で、野球部の選手は一生懸命頑張っております。 先月ありました新人戦県大会において、ベスト4に進出しております。このたびの改編案どおり 決定されますと、野球部の生徒は将来にわたって交通の不便と経済的な負担を強いられることに なります。周防大島高校の存続は、野球部の生徒を確保することは大切だと思います。町長は、 周防大島高校野球部後援会長という立場を踏まえ、御所見をお伺いします。

以上、周防大島高校の再編に係る4点について、質問させていただきました。町民の皆さんに 対して、明快なる御答弁を期待しております。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。

**〇町長(椎木 巧君)** おはようございます。吉田議員さんの一般質問にお答えをしたいと思います。

初めに1点目の、要望書についてということでございました。周防大島高校は、町内唯一の県立高校として平成19年に開校されましたが、開校以来、定員割れが続き、今後も少子化のさらなる進行により入学者の減少が懸念されるとともに、福祉教育に係る関係法令等が新たに改正され、高校での介護福祉の資格取得を目指すことも厳しくなると聞き及び、このままでは高校の将来に大きな危惧を抱かざるを得ない状況も十分考えられますことから、周防大島高校の魅力ある学校づくりをより一層進めていただくよう、昨年の9月と今年の2月に県教育長宛て、要望書を提出をいたしております。

ここで、誤解のないように、この際あえて申し上げておきたいと思いますが、吉田議員さんの昨年の12月議会での一般質問でございますが、今、おっしゃったのは高校再編計画についてと、まあ、もっと正確に言いますと、通告書によりますと、吉田議員はただいま、「周防大島高校教育の充実・発展を図るよう、町当局として県教育委員会への重点要望を強くお願いしました。そしたら、真っ向から否定されました」というふうにおっしゃいましたが、実は、そのような要望は受けておりません。どうぞ御確認をいただきたいと思うんですが、12月の議事録ができておりますので、吉田議員の発言を読み上げます。12月18日の第4回定例議会の議事録の、会議録の46ページです。

吉田議員はこのようにおっしゃってますよ。「どうか椎木町長さん及び新教育長になられた西川教育長さんの御英断により、知事部局や県教委に対し、周防大島高校の設置場所を久賀校舎へ変更について、重点要望をしていただきたいと思います」というふうに御質問をいただきましたから、その件については、教育長はこう答えておりますが、周防大島高校の設置場所については、ですよ、「設置場所については、町内にも多様な意見があることから、議員さんがおっしゃったように、県への要望については慎重に取り扱わなければならないと考えております」という答弁をしております。

だから、今、議員さんがおっしゃられたのは、「周防大島高校教育の充実・発展を図るよう町 当局から県教委に要望してください」と、「重点要望してください」と言ったっていうふうに言 いましたが、全くそんなこと言ってないんですよ。「校舎の位置を変更してくださいということ を重点要望してください」と言ったから、それについては、私たちは、「町内多様な意見がある からそのことについては慎重であるべきだ」というふうに答弁したわけです。

だから今の、最後にお話変わりましたが、十分、これ、議事録の46ページの上段3行目。 2行目、3行目に出ておりますので、ここを十分に、まず自分の発言を十分読まれて、そして今 のこの質問をしていただかないと。まるで、そのときはこう言った、今は、そのときは位置の問 題をしたにも関わらず、今のは、一般的に周防大島高校の教育の充実・発展を図るように重点要望してくださいというんであれば、私たちはもう既に9月にもやっておりますので、「あ、それはやっておりますよ、これからもやりますよ」という答弁したと思います。しかしながら、議員さんからは久賀校舎への変更について重点要望ということだったので、そのことについては慎重にやらざるを得ないという答弁をいたしたところでございますので、どうぞ誤解のないようにお願いをしたいと思います。私どもは、答弁として、「設置場所については町内に多様な意見がありますので慎重に取り扱わなければならない」と答弁をいたしております。ぜひとも、平成24年第4回定例議会会議録86ページから87ページで質問と答弁がはっきり出ておりますので、どうぞ御確認をいただきたいと思います。

昨年と今年の、県教委宛ての2度の要望書は、先ほど申し上げましたように、周防大島高校の 魅力と活力ある学校づくりに尽力をいただきたい旨を要望したもので、当然のことではあります が、設置場所については一切触れておりません。

また、後ほど、広田議員さんにも御答弁をさせていただきますが、県教育委員会との意見交換は行いましたが、申すまでもなく、高校改編に関する決定権はあくまでも県教委にあるというふうに認識でおりますので、相談があったか、ないかという話がりましたが、私たちは、その県の教育委員からこうしてもいいですかというような相談は全くありませんし、また私たちに相談していただきましても、ああ、そうしたほうがいいですねちゅうことはできないと思いますので。私たちは、周防大島高校の活性化については、ぜひともやってくださいということについて意見交換は行っております。

また次に、2点目の福祉科の存続についてでございますが、この2点、3点、4点も非常に私 に対する質問ではないような気がいたしますが、まあ、見解を問うということでございましたの で御答弁をさせていただきますが。

2点目の福祉科の存続についてですが、高校教育の所管は県教育委員会であり、教育過程等について決定する、そのような立場は私たちにはありません。福祉科の存続については、御承知のとおり、去る3月議会の全員協議会において、県教育委員会高校教育課長から説明をいただきまして、そして、その説明の中で、平成25年4月施行の社会福祉及び介護福祉法の改正により、高校3年間で資格取得を目指すには専門科目に極端に偏った教育過程の編成となり、高校教育の目的からして、従来の福祉科の継続は厳しいとの説明を受けたところです。これは、皆さんと一緒に受けました。そうした状況の中で、周防大島高校の改編が検討されたと理解しておりますが、現在、周防大島高校で取り組んでいるように、多様な教科の学習や学校行事等の特別活動を通して幅広い教養を身につけ、豊かな人間性や創造性を養うことを大切にし、その上で、福祉専攻科における資格取得を目指した2年間の専門教育を行うことにより、質の高い福祉を支える人材を

育成することに、周防大島高校の新たな魅力づくりを検討した結果との説明があったと思っております。

周防大島町といたしましては、未来や地域をつくる子供たちをかけがえのない財産として、しっかりと育んでいけるよう地域と一体となって、地域の方々の期待にこたえられる学校となりますように私も期待をいたしておりますので、改編案の白紙撤回について要望する、そういうつもりはございません。

次に3点目でございますが、定員割れについての御質問をいただきました。まあ、このことにつきましても、これも県の教育委員会への質問が適当と思いますが、これも御所見をお伺いしたいということでございましたので申し上げますが、定員割れについての御質問ですが、町内全ての中学生の1学年の人数が、平均すると100人を割るという現状の中、大変厳しい状況だと認識をいたしております。

そこで、普通科はもちろんのこと、新たに改編されるであろう地域創生科、福祉専攻科といった新たな周防大島高校の体制の中、魅力と活力ある学校づくりに積極的に取り組んでいただくことにより、新しい周防大島高校の魅力を島内の子供たちにしっかりと共有させ、その魅力を県内はもとより、全国へ発信していくことで改善を図り、県内及び全国からも注目され、将来にわたって存在感を発揮し続ける高校になっていただきたいと考えております。これが、私の所見でございます。

4点目でございますが、野球部生徒の確保についてでございます。周防大島高校においては、 野球部、アーチェリー部を初め、10種目の運動部と吹奏楽部など4つの文化部で、生徒が真剣 に部活動に取り組んでいると聞いております。特に、アーチェリー部とボート部は山口県の強化 指定を受けているということであります。野球部を初め、各部活動の熱心な取り組みが地元小中 学生の憧れや目標となって、周防大島高校の名を広く知ってもらうことが大切であろうと考えて おります。

野球部は現在26名とのことで、そのうち20名は町外からの生徒で、彼らは男子寮からの通学であり、女子のアーチェリーの選手なども女子寮からの通学もあり、これら寮生に対しまして、周防大島高校を支援する会を通じて学費の補助をしているなど、町といたしましても支援を行っているところでございます。

町内唯一の周防大島高校の存続のために、引き続き、町として支援してまいりますので、議員 各位におかれましても、なお一層の御協力をお願いをしたいと思います。

蛇足ながら、この2番、3番、4番に続く質問につきまして、もう少し加えてお答えをしたいと思います。

今回の吉田議員の質問の1番の、町から要望書の件につきましては、これはまあ、出してるか

出してないかという質問でございましたので、2回ほど出させていただいておりますという答弁 でございます。

それ以外の2、3、4につきましては、町長の見解を伺うということ、または所見を伺うということでございますが、その内容につきましては、全て県教委への質問と感じております。見解を求めるということでありましたので、そのことについては申し上げましたが、その中身については、まさに県教委への質問だというふうに感じております。

そこで、3月の14日に、県の教育委員会の廣川高校教育課長もこの議場へお運びをいただきまして、議会の皆さんと私たち執行部もあわせて高校教育課長の説明を受け、全員協議会で県の教育委員会に対して質疑応答が行われるという、非常にいい機会がございました。吉田議員も御質問をされておりましたが、先ほど一般質問された内容とは全く異質のものでございました、まあ、当時はですね。なぜ、そのときに今のような御質問を県の教育委員会にされなかったのかということが非常に疑問に思っております。せっかく県の教育委員会の、その担当である高校教育課長さんが来られて、そして説明し質疑応答があったにもかかわらず、そのチャンスをなぜ生かされなかったのかなというふうに疑問に思っております。

そのときの吉田議員さんの質問ですが、これもちょっとお話しとかなけばならないと思うんですが、吉田議員さんの御質問を、ちょっと一部を紹介させていただきます。

これは、3月の14日の全員協議会の会議録でございますが、16ページに出ております。まあ、前後は若干あるんですが、これ吉田議員さんの発言ですよ。「もう現段階においては、県議会の議会での議論は終わっているということだと思いますし、規則改正といえば、もう内部でできているわけですよね、規則は。さっきの県教委の会議においても、全会一致で可決されたというような説明もありましたし、また、県議会の一般質問に対しても、県の教育長は地元へしっかり説明していると、自信をもってこの科の改編を進めるというようなお話でございました。云々」とあります。そして、まあ、まだそう言っておきながら、「その辺のことを、今、先ほど申し上げましたようなことをきちっと説明していただきたい」というふうに質問を締めくくっておるわけでございますが、ここにあられる新山議長さんから、「質問は簡単、明瞭に何とかお願いいたします。いろいろ経緯はあると思いますが、まあ、廣川課長さんもお困りになると思うんですよね」というふうに、まあ、少したしなめられておるということも出ております。そして、その後に、廣川課長さんが、ルール説明の際に、また御答弁の形で説明をされました。そして、再度、議長のほうから、「吉田議員、よろしいですか」と言ったら、「ま、また、後でね」というぐらいで、それから後は質問がもうないんですね。私は、「あ、これは吉田議員は十分御理解いただいたんだな」というふうには理解をしたわけでございます。

まあ、そのような、この発言の内容を見ていただきますと、非常にこのような発言を見てみる

と、私は吉田議員は廣川先生の質問に対して、非常に納得しておられているというふうに理解を したわけでありますが、3月の全員協議会と今回の6月のただいまの質問、この3カ月で大きく 変わっておられるのは、まあ、特に奇異に感じるというものでございます。これは、3月14日 の全員協議会の会議録の16ページに掲載されておりますので、どうぞ御確認をいただき、これ らにあわせた御質問をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長(新山 玄雄君) 吉田議員さん、一言申し上げます。

それでは、吉田議員。

○議員(11番 吉田 芳春君) いろいろ御見解いただきまして、ありがとうございます。

再度、確認させていただきます。昨年の12月の定例議会で、私が一般質問いたしましたときに、町長は新聞報道で知ったということでございましたが、「特に私たちのほうにどうこうしてよろしいかというような御相談もございません」と答弁されております。ここにあります情報公開で示された資料によりますと、昨年の5月1日に周防大島高校に関する意見交換を目的に、県教委の高校教育課長、教育調整監が訪問されており、椎木町長、星出総務部長そして平田教育長が対応されております。そのときに話された記録がここにあります。

さらに、7月13日に町長室、7月18日は周防大島町教育委員会教育長室、8月27日、 11月13日と県教委の高校教育課長ほか数名の方々が町長室に訪問されてると思いますが、町 長はお会いした記憶がなかったので、私の質問に対して「何も相談もございませんでした」と答 弁されたんですか。お伺いいたします。

- 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 今、吉田議員さんのほうからお話がありました平成24年の5月1日、 周防大島高校に関する意見交換というメモが残っております。私たちもこれを持っております。 相談というのは、こういうふうにやってもよろしいですかと、まあ、例えばそういうことを、 そういう執行権者に対してそうやってもよろしいですかという、言うなれば決裁的な意味が含ま れておると思います。私たちは、このことは全く相談とは受けとめておりません。県の教育委員 会と、周防大島高校がある、この地元である周防大島町の町長や教育関係者と意見交換をすると

いうことは、全くあってしかるべきだというふうに思っております。

そこで、まず5月1日の周防大島町では町長とその部署が意見交換しました。平田教育長と町

長と星出部長と、そして高校教育課長の廣川課長そして中村教育審議監でございますが、その概要についても、ここに出ておりますから見ていただきたいと思います。これは、全く相談とか、町長に対してからこういうふうにやってもよろしいでしょうかというふうな意見は全くございません。要するに、私たちが、今、支援してる内容とか、または、こういうふうな学校にしていただけたらどうでしょうかという、そういう意見交換はします。その意見交換が、私との相談で、町長がOKを出したから決めたというふうな、そんだけの大きな、私は権限は持たされておりませんし、まあ、そういう意見交換はそのほかにもたくさんありますが、いろんな場面で意見交換は県ともやっております。

そして次が7月13日でございますが、私と県の竹本教育次長と廣川教育課長とそして中村審議監でございますが、いろいろカリキュラム等の説明もございました。それについての意見交換でございますので、やっぱりこのときも、町長さん、このようにしてよろしいでしょうかねというような御相談は全くありません。相談ではなく、ただ意見交換をしておるということで、私も、これはきついカリキュラムになったんですねという意見交換はいたしております。

そして7月18日は、平田教育長にもお会いになっておられますが、平田教育長からも後で私 も聞きましたが、平田教育長は私たちと違って、まさに教育者でございますので、このようなカ リキュラムがハードになったことについて非常に危惧をされておりました。私にもすぐ連絡があ ってお話をしましたが、当時の平田教育長のその感想をここにメモしておりますのでお読みいた しますと、周防大島高校の介護福祉の資格を取得を目指したほうのコース、このコースですね、 介護福祉を目指すほうのコースの内容に、これでも高校なのかというふうに感じたというふうに おっしゃっております。要するに、ものすごく福祉に偏ったハードなそのカリキュラム、まあタ イトなカリキュラムになってきておるということで、まあ、私は、これちょっと余談ですが、教 育長さんとお話しました。私は高校3年のとき、大変楽しい高校生活であったというふうに言い ました。クラブ活動も、まあそんなにまじめではなかったけども、クラブ活動も2年半ぐらい続 けさせていただきましたし、いろいろ先生にも叱られたこともありました。そして、まあまあ、 そこそこに勉強もしたという気持ちもあります。いろいろそのような楽しいこともあったり、い ろいろ叱られたりしたこともある、そのような高校生活で人間力を育むということは非常に大切 ですよねと。ただ、このコースの内容を見ると、これは非常にハードな、介護福祉士の受験資格 の資格を取得するだけに特化したようなコースで、非常にこれは子供たちにとっては厳しいです ねという意見交換をした覚えがあります。

そして8月の27日に、再度、廣川課長と中村審議監と話しておりますが、このときも普通科 のことを話しておりますが、特にそのように、このような形にしようと思いますが、町長さん、 御許可いただけますかというような話は全くございません。まあ単なる意見交換ということでご ざいました。

そして、11月13日にも意見交換を行っておりますが、私はそのときには普通科に対してから、普通科に入ってくる生徒の多くは、やはり自分の希望する進学コースに行きたいという方がたくさんおるんじゃないですかと。そうしたときに、ぜひとも普通科の中にも特別進学コースをつくって、本当に自分の希望する進学をさせてあげるのはどうでしょうかというようなことを私も申し上げましたし、向こうからもいろいろお話がありましたから、町も議会の了解を得て、同意を得て、できるだけの応援はやっていきたい、教育の内容は学校でございますが、教育外の部分、例えば今の寮の問題とか、まあ、そこまでは話したかどうかよく覚えませんが、課外授業の問題とかそのようなことについては、町からもできるだけ応援をさせていただきたいというお話をさせていただきました。そのぐらいかな……。まあ、そのぐらいが私と意見交換をした内容でございます。

また、昨年の12月には、周防大島町内の4中学校の校長先生方とも意見交換をしております。 当然、皆さん方とPTAのほうともやっておるんじゃないかと思いますが、いろいろな町内の皆 さん方と意見交換をするということについては何ら問題はないし、ましてや、私か町の教育長に 対して、「このようにしてよろしいでしょうか」、そう言われても、私たちは全くそういう権限 もないし、予算もつけるあれもないし、当然、その条例は県の条例でございますので、そのよう な、よろしいかというような相談は全くございません。

## 〇議長(新山 玄雄君) 吉田議員。

○議員(11番 吉田 芳春君) 私は、周防大島高校の学校評議員、まあ第3者委員会の委員ということで、3年間周防大島高校出入りして、授業参観とか、文化祭、体育祭とか卒業式等にも出席させていただいておりますが、その中で、校長なりからも、福祉専攻科の話も、それから地域創生科の話も何も聞いたことがないんですよ。それでもって、どうして町長が町長名、公文書として要望書を出してます、福祉専攻科を設置してほしいと、地域創生科を設置してほしいと。町民が誰も、福祉専攻科とか地域創生科をつくってくれとかいうような話はないわけですよ。話があるのは、福祉科を存続してくれと。まあ、大体、高校でしたら普通科があって、専門学科があって、総合学科とかいうんですか今回の地域創生科のようなものがまず考えられるといいますけれども、やはり、この専門学科である福祉科を、そんなにいとも簡単にここで潰さなければならないのか、どうして急ぐのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。

**〇町長(椎木 巧君)** 今の後段の質問は、まさに県の教育委員会にぶつける質問であろうというふうに思います。先ほど申し上げましたように、ことしの3月の全員協議会で、ここで廣川課長さんが来られて説明して、そしてまた質疑応答も受けられたわけですね。なぜそのときに、吉

田議員さんは今の質問をこの課長さんにですよ、県の教育委員会を仕切っておる課長さんに、その質問をしなかったんでしょうか。

そして、それをなぜ町長にしても、町長に、その県立高校の学校教育の再編計画に、全く私たちはかかわらせてもらってないし、かかわったとしても権限はないものに、私がどうこうということにはならないというのは、非常に常識的にもわかる話しじゃないかと思います。

そして、吉田議員さんが、じゃ、なぜ3月の時点にですよ、わざわざ県からここまで来て、そして説明して、質問を受けますよといって時間も無制限にとってくれたわけです。そのときに、吉田議員さんは全く今の質問をしなかったんですよ。そのときには、もう既に学校支援員ですか、学校支援員であったわけですよね。学校支援員にそういうことを説明するか、相談するかというのは、私は制度的によくわかりませんが、それは、町長には意見交換をしたが支援員には意見交換をしなかったということは、それはまあ、ちょっと学校の対応でしょうから、するべきかしないべきかちゅうのはよくわかりませんが。

今の、その真ん中の質問にありました、私が要望書を出しておることについて、支援員には相談がないのに町長に相談があってから町長が要望書出すのはどうかというような御質問にもとれましたので、ちょっと申し上げておきますが、平成24年の9月の5日に、山口県立周防大島高等学校に関する要望書というのを、知事にも県会議長にも教育長にも出しております。これは、皆さん、情報公開で求めておられるんで、これ持っておられると思いますが、そこの中に福祉専攻科というのが出ておるということについて疑問があるというふうにおっしゃいましたが、私は今、町で看護専門学校を経営をしておる責任者の1人でございます。看護専門学校は、以前は准看護師という養成がたくさんありまして、町内でもやっておりましたし、また、今でもその高校で准看護師の養成をやっておるところあります。しかしながら、次代の養成から、准看護師から昔でいう正看、今でいう看護師に移行するわけですよね。そうしたときに、それじゃ、高校で3年間行っても准看護師しかとれないということになって、じゃ、高校の准看護師とった者が、また看護専門学校へ行かなければならないかと。看護専門学校は3年間ですから、それを何とか2年間でとれる方法はないのかということが問題になったことを、私は知っておったわけですよね。なぜかというと、町の看護専門学校を経営しとるからです。

そして、そのことについて調べましたら、防府高校の中に衛生看護学科と准看護師を養成する 学科があるんですね、3年間で。それは、やっぱりその3年間で准看護師もとれません。そうし たときに、防府高校はどうしたかといいますと、今度はそこから2年間の衛生看護専攻科という のをつくりました。そして、2年間で正看護師がとれる制度になったんですね。私はこのことを ずっと頭にあったんです。こんなにむちゃくちゃなカリキュラムを、まあ言葉が適切かどうかわ かりませんが、こんなにハードなカリキュラムでは、だんだんだんそこを目指す子供たちが 少なくなるであろう、そうしたときに、ゆっくりと高校生活を楽しみながら福祉の勉強をしとって、そして、専攻科に行って2年間で集中的に福祉の重点的な勉強をするということが非常にいいのではないかという私の気持ちがありましたので、私は防府高校の衛生看護専攻科をイメージして、この周防大島高校にも福祉科の専攻科を導入していただいたらどうでしょうかという提案の要望をさせていただいたところでございます。

昨年、なぜ9月にやったかっていうのを疑問に思うと思うんですが、実は、昨年の9月5日というのはどういう時期かといいますと、県知事がかわったときなんです。それで、二井県知事から山本繁太郎県知事にかわりました。早速、山本繁太郎知事にお願いしなければいけないということで、ちょうどそのときに、山本繁太郎知事、柳居俊学県会議長、そして田辺教育長に同じような要望書を差し上げたわけでございます。それだから、9月になったということでございます。

そして、その後、ことしの2月20日でございますが、2月20日に、私たちにもだんだんその高校の再編が行われるのではないかということが、新聞報道などで漏れ聞こえてまいりました。そうした中で、これは県の教育委員会会議でもう決定してしまったら、何も言えなくなるぞということで、それで山口県立周防大島高校に関する要望書ということで、これは、まあ非常に一般論的な要望書でございますが、ぜひとも、「平成19年に設立された周防大島高校は、町内唯一の高校として町内4中学校との中高連携型一貫教育を推進するなど、地域と一体となった教育活動を展開し、周防大島町の教育振興に大きく寄与いただいております。しかしながら、町内の少子化は加速度的に進行し、児童生徒数のさらなる減少が見込まれ、高校を取り巻く環境もまことに厳しい状況にあります」、いうような云々書いて、そして「ぜひとも、山口県教育委員会におかれましては、周防大島高校の魅力と活力ある学校づくりに一層の御尽力を賜りますよう、切にお願いをいたします」という要望書を、ことしの2月20日にお持ちしたわけでございます。

このようなことは、まあ、町長としては当然のことだというふうに思っておるとこでございます。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 吉田議員。

○議員(11番 吉田 芳春君) 町長の答弁では、全員協議会3月14日ですね、ここでありましたけども、そのときのことがですね、そのとき、なぜ言わなかったのかとかどうとか、いろいろ言われますけれども、きょう、またいろいろ改めていろいろなことをお聞きさせていただいておりますし、もう時間も少なくなってきましたので、もう1点お尋ねします。

昨年、私が一般質問の通告書を提出した次の日に、福祉科を廃止して福祉専攻科と地域創生科を新設し、安下庄校舎に校舎を集約する内容のことが新聞報道されました。余りにもタイミングがよかったので、本当にびっくりしました。聞くところによりますと、それは、町長が報道機関へ情報提供されたのではありませんか。お伺いします。

- 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 済いません。新聞社の方、きょうも中国新聞の記者が来ておられますが、 私が情報提供するよりも新聞社のそのネタの集める声のほうがよっぽど充実しておるというふう に思っておりますし、まあ、私たちが情報提供するとしたら、例えば、そういう、こういうふう な皆さんに公にされた分野しか情報公開することもございませんし、まあ、私がさらにまた、県 の教育委員会会議が決めることを、私が全く決まってもいない段階で報道機関などに発表すると いうことはとっても考えられませんし、私たちには、教育委員会会議がもし、それが紛糾するの かまたは可決されるのかっていうことも全然予測がついてないわけでございまして、実際には、 教育委員会会議に出された議案の内容というのもいただいておりませんので、それらのことを私 が報道機関にかけるこということは全くあり得ないというふうに思っております。
- 〇議長(新山 玄雄君) 吉田議員。
- ○議員(11番 吉田 芳春君) もう1点、お尋ねいたします。

ことしの2月20日に、町長名で県教育委員会教育長宛ての周防大島高校再編に関する要望書を、新山議長と星出総務部長が県教委を訪問し要望書を提出しておりますが、間違いはございませんでしょうか。お伺いします。

- 〇議長(新山 玄雄君) 星出総務部長。
- ○総務部長(星出 明君) 当日は、町長も副町長も公務のため出張しておりましたので、私が 代行という形で提出をさせていただきました。
- 〇議長(新山 玄雄君) 吉田議員。
- 〇議員(11番 吉田 芳春君)

〇議長	(発口)	玄雄君)	暫時休憩し	ます
		<b>五</b> 雌石 /		/ <del>-                                   </del>

十削10时1771个思
₩ >/**

左头10时17八H新

#### 午前10時17分再開

- 〇議長(新山 玄雄君) 再開をいたします。吉田議員。
- ○議員(11番 吉田 芳春君) 最後に、もう1点お伺いいたします。昨年の12月1日に周防大島高校の再編計画が新聞報道された翌日に、徳山の亀の井ホテルで午後3時40分から5時30分の間に県教委教育課長等の再編の説明で、参加者から次のような意見が記録されております。「この案が出たことには驚かないが、学校が10年あるかどうか大切である。福祉専攻科をつくったからといって、全国から人は来ないと思う。今、郡外からの生徒の大部分は野球部である。安下庄にもっていくと間違いなく分校になり、なくなる。久賀に集約するなら、間違いなく

2クラスは維持できる。町民も自然な形で、納得できるような形で、久賀でなければだめという雰囲気になってきている。久賀の地域から学校がなくなったら、その地域も疲弊していく。県教委は一般質問での答弁で、地域の人たちと相談しながらと言っているではないか。新聞を見たとき、最初の印象は裏切られたという感じだった。福祉科が変わってこの形になることは、きょう初めて知った。福祉科の導入に努力した先輩たちや、みんなに対し、高校の福祉科が成り立たないことをきちんとした資料で説明する必要がある。案をつくる過程で、意見を入れてほしい。事後報告では皆は納得しない」。以上のようなことが話し合われておりますが、御見解をお伺いしたいと思います。

椎木町長。

- ○町長(椎木 巧君) 平成24年の12月2日3時から徳山の亀の井ホテルで、関係者はどなたかわかりませんが、高校教育課長と中村審議監が何か説明をしとるという記録はいただいて、持っております。しかしながら、これは、私に、どういう御質問なのかよくわかりませんが、これは、私はこの会議には出ておりません。おりませんし、どなたがこういうふうな発言をされたかというのも、私にはこれはわかりません。そういう御意見が県の高校教育課長になされたんだなという、この文面を読んでそういうふうに、あ、そういう御意見もあるなというふうに思っておるところでございます。
- 〇議長(新山 玄雄君) 吉田議員。
- ○議員(11番 吉田 芳春君) 今申し上げたのは、こういう意見もあるということでございまして、町長として要望書を、やっぱり私に答弁したように多様な意見があるから慎重に対応しなければいけないということでありますので、県に要望書を提出するときにはやっぱりこのような意見を尊重しながら、全て県教委が示した案であれば、それに沿った要望書を出していくと。それ以外の要望とか何かについては、無視すると言ったらちょっと失礼かもありませんけども、そういうふうに私は受けとめるわけなんですけれども、その辺のところは。
- 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 済いません、この平成24年の12月2日の要望というのはどなたの要望なのか、私たちは全く知らないわけですよね。それで、これは相手は県高校教育課長、廣川課長と中村審議監で書いてありますが、どなたがこれ、要望されたんですか。で、この要望を私も要望してくれって言いますが、こういう要望が私に来たっちゅうわけじゃないわけね。これはまさに、県の教育委員会に要望することですよ。これをですね、言うなれば県の教育委員会に要望は出せるわけじゃないですか。県の教育委員会に出しちゃいけん、全部町長に出して、町長から要望させなければ届かないんだというんであれば、それは私は出しますよ、幾らでも。だがそうじゃないわけです。これは、いろいろな多様な意見があります、それは、町民皆さんに統一的な

意見は、島からぜひとも普通高校をなくさないでほしいというのは、先般も3月にあった議員の皆さんの総意だったと思います。しかしながら、個々の個々個別のことについてはいろんな意見があると思います。そのことついて、ここに出た、どなたが言ったんか知りませんが、今読まれたことは、どうぞ県の教育委員会に御要望を出されたらどうでしょうか。それは、地元の意見だというふうに個人個人の名前書かれて、出すことは結構だと思います。で、それをなぜ町長が出さないのかと言われても、私は今初めて、部長からこういう会議もあったそうですよということを見せていただいて、今、議員さんから読んでいただいたわけでございますから、私がそれについて要望を出すか出さないかというのは、まだ検討もしておりませんし、ましてそのことを皆さん方の、こういう発言をされた方が要望を出すのは全然問題ないと思っておるところでございます。

そして、長くなりますが、3月の全員協議会の最後その時に、このような締めくくりがあるわけですよ、「皆さんから、もう御質疑ありませんか」と。「ありません」と。だったら、新山議長が私にも発言を求めました。私も少し、「議会と一緒になってから周防大島高校がきちんと魅力ある学校として、そして十分生徒が集まれる学校としてから存続できるように、ぜひとも皆さん方で協力しながら、私も県の高校ではありますが、応援させていただきたいと思っております」という発言をしております。そして、その後に最後の締めとして、皆さん方の代表である新山議長さんから、「島から公立高校をなくさない、これは共通する思いであろうと思います。そのためには、県と町と住民の皆さん、そして議会の我々が心を一つにして、この課題に取り組んでいかなければならないと思います」というふうに締めくくっておられます。議員さんも当然それに御理解と御納得をいただいた結果、議会の総意だろうというふうに私は思っているところでございます。

- 〇議長(新山 玄雄君) 吉田議員。
- ○議員(11番 吉田 芳春君) 残り時間もわずかになりましたので、終わりに周防大島高校再編計画につきましては、地元住民はもちろん、教育関係者、PTA、同窓会や野球部後援会、野球部保護者会、野球部OB会、そして町議会議員等に対しても十分な説明もなく、県教委と町長、教育長、そして安下庄出身の周防大島高校の校長等で話し合って決められたこのたびの高校改編については、白紙撤回の意思を表明して、私の質問は終わります。

〇議長	(新山	玄雄君)	以上で、吉田議員の質問を終わります。
○議長	(新山	玄雄君)	暫時休憩いたします。
			午前10時25分休憩

#### 午前10時40分再開

- ○議長(新山 玄雄君) それでは、再開をいたします。一般質問を続けます。 次に、12番、濱本康裕議員。
- ○議員(12番 濱本 康裕君) おはようございます。12番、濱本です。早速ですが、2点ほど質問させていただきます。

1点目は、自治体としてのフェイスブックなどのSNS活用についてです。現在、フェイスブックを活用している自治体がふえてきています。フェイスブックというのは、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスと呼ばれるものの一つなんですが、簡単にいえば、インターネット上で情報を共有しながらコミュニケーションをとれるというものです。これの特徴というのが、このお配りした資料にあるように、「いいね」というボタンと「シェア」というボタンがあるんですけども、それを押すことによって、自分の全く知らない知り合いの知り合い、さらにその知り合いというふうに、世界に発信していくことができるという特徴があります。

この特徴を生かして、周防大島を知らないという人たちが、フェイスブックを通じてたまたま 周防大島の情報、観光情報であったり、いろいろな情報に触れられる機会をふやすことができる と思います。そのことで本町の認知度が高まり、観光交流人口の拡大につながり、さらには田舎 への移住を考えている人たちが、周防大島を新たな候補先に選び、移住してくる可能性も十分に 考えられると思います。

そして、このフェイスブックのもう一つの利用方法としては、災害などの緊急時に迅速に情報を発信することができる。そういうことが上げられます。2011年3月11日に起こった東日本大震災の際に、電話やテレビなどのインフラが使えない、そういう中で、フェイスブックなどのインターネットサービスが、安否確認であったり、現状の把握に役に立ったという例もあります。現在、南海トラフ巨大地震の危険性が指摘される中、防災無線などの設備も整っていますが、バックアップとして、緊急時における対策の一つとして、フェイスブックを利用することもできるのではないかと考えます。このことからも、周防大島町としてもフェイスブックなどの利用を検討するべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、稲作農家の後継者不足について認識をお伺いします。

御存じのように、農業者の高齢化による後継者不足が深刻な状況にあります。大島の産業の一つであるかんきつ農家に関しては、若手育成に対策を取っており、それなりの成果が出始めているんではないかと感じています。しかしながら、稲作農家の後継者育成に関しては、十分な対策がとられていないのではないかと感じていますが、その点に対して、町としてどのように捉えられているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

この2点ほどを質問させていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。
- **〇町長(椎木 巧君)** 濱本議員の御質問にお答えをしたいと思います。自治体としてのフェイスブック等のSNSの活用についてという御質問でございます。

フェイスブックを初めとするソーシャルネットワーキングサービスにつきましては、御質問の とおり比較的低コストで開発、運用できる、町内外への情報発信のルーツであるというふうに認 識をいたしております。

私もフェイスブックはやっておりますが、友達が200人弱ぐらいですか。当然、町内だけではなく、県外にも東京のほうにもたくさんの友達がいまして、私が情報発信することによって、多くの皆さん方が、あ、田舎ではこんなことがあったんだなということを、すぐさま確認をいただくようなことがあります。よく写真をアップするんですが、例えばこのちょうど屋代平野の田植えが終わりましたよと。頂海山の麓が、頂海山の影が、ちゃんと写っていますよというふうな情報を発信すると、たくさんの皆さん方が「いいね」というふうなクリックもいただきますし、また、その写真をシェアするという方がまた、別のところで大島では、こんなになったよということをアップしてくるということもあって、私の発信力はまだまだ小さいと思いますが、例えば国会議員の皆さん方によると何千人というふうな友達を持っているということもあります。濱本議員さんも、フェイスブックやっておられるようでございますので、また近いうち、友達の申請をさせていただきたいと思ってるところでございます。

また、地域をすぐ限定した架け橋というSNSもあります。以前、私もこれでやっとったんですが、ちょっと写真のアップをしにくいかなということで、今はフェイスブックでずっとやっております。非常に手軽に、特にお金もかからずに、非常に情報発信については、有効だということは御質問のとおりだと思っております。

総務省が毎年実施をいたしております地方公共団体における行政情報化の進捗状況調査、これによりますと平成24年4月1日現在で、全国の市区町村1,742団体中の123団体、約7.1%の団体でございますが、住民の交流サイト、地域ソーシャルネットワーキングサービスを設けている状況にあります。

フェイスブックは世界中に10億人のユーザーを持つ、世界最大のソーシャルネットワーキングサービスということでありまして、日本での利用者は約1,000万人を超えているというふうにも言われております。

平成23年8月に佐賀県武雄市が、日本の自治体としては初めて、市役所ホームページをウェブサイトからフェイスブックに完全移行し、注目を集めたところであります。武雄市がウェブサイトをフェイスブックに移行した背景には、ツイッターとかフェイスブックを活用することによって、市の職員同士、職員同士のコミュニケーション、または市の職員と市民のコミュニケーシ

ョン、これを行う機会がふえて、ソーシャルネットワークを通じて、市と市民が相互に意見が交換することができる、この重要性を認識し、全職員へのツイッターアカウントとかフェイスブックアカウントを付与はじめ、ソーシャルネットワークサービスを活用した市政の見える化、外に見える化で、見える化を積極的に取り組んできたということが上げられております。

そのフェイスブック導入のメリットですが、御質問の中で、導入効果としてあげられておりますように、比較的低コストで導入運用ができる。行政と住民の双方向のコミュニケーションを促すことにより、住民目線の行政を実現できる。透明性の高い行政を実現し、行政の説明責任を高めることができる、即時性のある情報を随時発信できる、コメントなどのコミュニケーション機能を使用するには、利用者登録が必要でありますが、基本的にはだれでも閲覧できるし、だれでも登録できるということになります。知人、友人などへの紹介による情報の拡散が大きく期待できるというふうなことがメリットとして挙げられるのではないかと思います。

また、デメリットとしては、民間企業によるサービス提供でありまして、フェイスブックの都合によるサービスが中断とか停止とか、その提供が亡くなるという可能性もないわけではないというふうに思います。また、登録ユーザー数が最近ちょっと減少しているんじゃないかというふうなことも出ております。また、フェイスブックに登録していない、あるいは登録をしたくないユーザーとは一方的なコミュニケーションしかできないということもあります。ページの作成にはフェイスブックの仕様に合わせる必要があります。フェイスブックのセキュリティの脆弱性がたびたび指摘されております。また、成りすましとか、本来は実名での登録なんですが、これが成りすましとか荒らしとか炎上とかいうような、ソーシャルネットサービス特有のリスクもあるということも考えておかなければならないと思います。

ソーシャルネットワーキングサービスの有効性は認識しつつも、いまだ、多くの自治体で活用されていないという理由には、そういったことが懸念材料となっているのではないだろうかというふうに考えております。

現在、本町の情報発信のツールとしております、町の公式ホームページは、政策企画課の情報化担当職員が、市販のホームページソフトを使用し、一人で日々の更新業務を行っていましたが、ホームページの作成についての専門知識や技術を持たない職員でも、ホームページを作成できるよう、新たなコンテンツマネジメントシステムを平成23年度より導入したところでございます。昨年8月のホームページのリニューアル期に、各担当課職員がホームページを更新することにより、即時性のある情報発信ができるよう、順次ホームページ作成の研修を実施をいたし、職員の情報通信技術の向上にも努めている所でございます。活用の御提案をいただきましたフェイスブック等、ソーシャルネットワーキングサービスは、議員御指摘のとおり、ソーシャルネットワーキングサービス特有の個人情報保護方針、プライバシーポリシーや活用方針ソーシャルメデ

ィアポリシーですが、などのガイドラインを策定することはもちろんでありますが、職員の情報 活用能力の向上など、課題もあるというふうに思っておりますので、現ホームページを活用しな がら、ソーシャルネットワーキングサービスの導入についても、調査研究をしてまいりたいと考 えております。

ちょっと私の気持ちでございますが、本当の町の公式的な発表が、このそれぞれの職業を持つフェイスブックから発信するということになりますと、本当に情報発信しなければならないものが、例えば発信されてなかったり、またはその発信が重要度っていうのが、重要度の高いものから低いものでいろいろ出てくるのではないかというふうに思います。濱本議員さんの御提案は、多分、町が一元的にホームページではなくて、そのフェイスブックで町も発信したらどうかということではなかろうかと思いますが、当然、職員がある程度一人ぐらいついとって、そして町のいろいろな行事とか、またはお知らせとか、いろいろなものを網羅して発信しないと、あのぶのは発信しなかった、このぶのはしたというふうな齟齬があってはいけないということもありまして、今のところはそのことについては町のホームページで発信をさせていただいておりますが、ホームページよりはもっとたくさんの皆さんに一度に見ていただける、またはそういう友達をたくさん作るという方法にすれば、町のホームページを見ていただくちゅう方は、なかなか多くなってないというのも現状でございますので、フェイスブックについての活用は、考えていきたいと思っています。

私が、町長として発信すると、結構皆さんが見る方は多いと思います。なぜかといいますと、 やっぱり町長が発信するのは、何やっちょるんじゃろかっていうひとつの覗き見的な興味もあり ますし、私も先般の離島青年会議とか、またはその小豆島へのオリーブの視察とか、いろいろな 所の行事などをアップするんですが、忙しくてなかなか手がとれないちゅうこともありますが、 いずれにしてもそういうのを職員皆がですねやるということも非常に町の発信力とすれば大きな ものが出てくると思います。ただ、本当に全てを網羅するか、絶対やらなければならいものが抜 けることがないか、いうことについてももう少し研究をしてみたいというふうに思っているとこ ろでございます。

次の、農業後継者の不足に対する認識についての御質問をいただきました。

濱本議員さんの農業の後継者不足に対する質問でございますが、本町における農業につきましては、かんきつ及び稲作が中心でございますが、近年農業従事者の高齢化減少等による担い手不足から農地の荒廃が著しく進んでいるのが現状でございます。このような状況に鑑み、国におきましては、平成24年度から人農地プランへの取り組みに対し、支援を実施しているところでございます。この取り組みにつきましては、将来的に新たな担い手の確保や農地の集積を図っていくことが主な目的でございます。本町におきましても、担い手対策の取り組みとしてこの制度を

活用し、平成24年度から新たに就農した8名の青年就農給付金の経営開始型として給付を始めております。なお、この8名の経営内容につきましては、かんきつ経営を中心するとするものが5名、養蜂を中心とするものが1名、繁殖牛を経営するものが1名、ぶどうとブルーベリーの経営が1名でございます。また、今年度につきましては、この就農した8名に対して、就農に対する支援として引き続き青年就農給付金の給付を行っておりますが、新たな就農候補者として、青年就農給付金の準備型として3名が就農前準備研修を開始いたしました。さらに、今年度新規事業として予算計上いたしました大島農業担い手就農支援事業による支援員としての研修を開始するなど、担い手対策に取り組んでいるところでございます。

さて、稲作農家の後継者対策費が十分にとられていないという御質問をいただきました。就農 対策につきましてはかんきつに限らず、稲作を含めた野菜や花木など幅広く担い手の確保、育成 を考えております。なお、平成14年度からみかんづくりの基礎的な生産技術の習得とみかん産 地への理解を深める目的で、周防大島生き生き営農塾を開講しておりますが、昨年度までの受講 生が延べ580名となっております。また、平成17年度からの初心者向けの農作物の栽培基礎 を学ぶ目的で開催しております J A 生き活き帰農塾では、昨年度末までの受講生が延べ287名 となっております。もともと定年帰農者等を中心とした塾の運営でございましたが、最近では若 い受講生が増えてきておりまして、この塾を卒業した塾生の中から新たな一歩を踏み出し、就農 された方もおります。平成18年度から開設しております周防大島担い手支援センターを中心に、 就農に対する相談をお受けしておりますが、相談者につきましては、やはりかんきつに対する関 心が高く、ぶどうやいちごなどのハウス栽培への興味を持った相談者もふえております。ただ、 稲作につきましては相談者については非常に少ないのが現状でございます。稲作につきましては 御承知のとおり、町内では零細規模農家が大半を占めておりますが、栽培場、耕起、代掻き、稲 刈り、脱穀、乾燥までと、これを、そういうことを、機械を利用とした一連の作業が必要となり ます。また、最近の米価低迷や設備投資による負担増など、稲作中心の農業経営の厳しさからも 就農に対する関心が低いのではないかと思っております。しかし、今後もかんきつに限らず、稲 作におきましても産地の維持を図るため、県、JAなどの関係機関との連携を取りながら、担い 手の各種の支援策の実施など具体化する中で、引き続き将来を見据えた多様な担い手の確保、育 成を図っていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 濱本議員。

○議員(12番 濱本 康裕君) 答弁、ありがとうございます。

ちょっとあのですね、フェイスブックの活用についてなんですけども、武雄市の例を上げられたんですけども、ちょっと私が考えているフェイスブック活用とちょっとずれがあるようなので、 一応確認させていただきたいと思います。 町長にお聞きしたいんですけども、町長は周防大島町でフェイスブックを利用するときに、武雄市のような使い方をお考えでしょうか。ちょっと質問が悪かったのかもしれないんですが、ほかの自治体のフェイスブックページをご覧になったことはありますでしょうか。

- 〇議長(新山 玄雄君) 松本政策企画課長。
- **〇政策企画課長(松本 康男君)** ただ今の議員さんの御質問でございますが、ちょっと私のほう もフェイスブックを町長のようにやっているわけじゃないんですが、今回の質問の際にいろんな ところの見させていただきました。

いろいろの市町で、活用されているところあるんですが、やはり、市の情報でホームページに 書いてということでやっておられるところ、それから、いろんな、例えば問題点を提示して、そ れに対してどういう手段でやったらいいですかとういう、そういう情報をもらうというやり方も あるようで、個々、それぞれの市町でやり方はいろいろあるようなんですが、ちょっと濱本議員 さんがお考えになっているやり方が、武雄のようにホームページそのままそっくり持っていって というやり方じゃないということですが、町としても、今町長が答弁しましたように、ちょっと 内容を詳しくお聞きして、それから調査研究ということをしたいというふうに思ってます。

- 〇議長(新山 玄雄君) 濱本議員。
- ○議員(12番 濱本 康裕君) 説明不足で済いませんでした。

私は、ホームページをフェイスブックに武雄市のように移行する必要はないと考えています。 いろいろ職員の皆さんが発信するとなると、いろいろななんと言いますか、テレビでも取り上げ ているように不適切な発言がアップされてしまったりだとか、その辺を管理してしまうというの はちょっと周防大島には合わないのかなと感じています。

私が考えていたのは、資料をお配りしたんですけども、南島原市というところがあります。ここの自治体は、私は場所がどこかもわからなかったんですけども、長崎県にあるんですけども、この「いいね」が9万6,899あるんですけど、この「いいね」というのは、いわゆる私はこのページのファンですという表示です。この数が、今自治体でフェイスブックをやってる中で1位の数なんだそうです。それでここの自治体は観光に徹底的に特化しています。観光情報を上げていくということで、直接担当者にお聞きしたんですけども、フェイスブックを利用を始めた目的というのは、周防大島町と似てると思うんですけども、南島原市ってどこですかっていうところなんだそうです。ここも民泊に力を入れていて、その営業といいますか、来てくれという営業に行ったときに、まず南島原市の説明から始めなきゃいけなかったそうです。そのことでなかなか伸びなかったそうなんですけども、去年が2,300人受け入れがあったそうなんですけども、このフェイスブックを始めたのが2012年の7月から、半年で9万を超えたんですけども、そのことによって、ことしの2013年の、まだ予定の人数なんですけども6,400人にふえ

たそうです。

フェイスブックというのは、武雄市のように使うという方法もあるんですけども、いろいろな 自治体の個性が出ています。極端にいえば、防災に特化している自治体もありまして、緊急時に だけ発信するという方法もあると思います。そうすると、担当の方が1人してるだけで、発信す るときに、例えば課長だったり上司の方に、この内容で大丈夫でしょうかという確認をとるだけ で、ダブルチェックをすることで不適切な発言を発信するということはだいぶ防げるんじゃない かと考えています。

それで、もう一つ、この南島原市が9万「いいね」まで伸ばした大きな要因はというと、「とってくれんね、南島原コンテスト」というのをやっています。これは、ここのフェイスブックのトップページに大きい写真が掲載されるんですけども、ここの写真をフェイスブックを使っているユーザーに募集をかけたんです。このテーマが決まっていまして、このテーマを去年の7月から半年始めているんですけども、「美しい南島原市」というテーマで、魅力ある南島原を発信するという目的で募集をかけています。そのことで、いわゆる町自治体として管理もするんですけども、いわゆるユーザーが参加型で参加することができるフェイスブックになっています。そのことが人気の要因ではないかと考えています。このフォトコンテストは、細かくいうと月ごとに表彰されるんですけども表彰されると1万円の賞金が出るそうです。その第1回目はもう締め切りで終わったんですけども、半年の中で最も優秀な作品、グランプリには30万円の賞金を出しているそうです。それで、今回はというか、1回目、魅力ある南島原市というテーマでやって1回目は終わったんですけども、2回目に今度は「おいしい南島原」というテーマでやっています。このことは、南島原市の特産をそのフェイスブックを使って発信していくことができて、フェイスブック上でもインターネット販売ができるような仕組みをとっています。

こういう使い方が、非常に周防大島には合ってるんじゃないかなと個人的に考えて、提案させていただきました。質問がないですね。

そのことも考えて、こういういろいろなちょっとこの場で提案してるだけになってしまってす ぐには結論出ないと思うんですけども、こういうこと、こういうやり方もあるということを知っ てもらった上で検討していただくと、非常に大いに有効に活用できるのではないかと思います。

そして、次に稲作農家の後継者不足についての質問をしたいと思います。

現在、青年給付金のような支援を使っているんですけども、やはり稲作農家がいないというのは、町長もおっしゃられるとおり、なかなか儲けにならないというところがあるんだと思います。前向きな検討をしていくという答弁いただいたので、ぜひともやっていただきたいんですけども、水田というのは、いわゆるせめるというか、産業としての水田と環境保全という部分の意味合いがあると思います。いわゆる水田は大雨が降ったときにダムの役割を果たすという調査結果も出

ています。その中で、新潟であったり石川県の自治体では、田んぼダム構想ということでよりダム効果が高いような取り組みをしております。そのあたりも含めて検討していただきたいと思います。

ちょっと質問が、申しわけないです。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。

**〇町長(椎木 巧君)** 非常に提案的ないい御質問だったというふうに思っております。

フェイスブックの使い方というのは、そこそこの自治体、または個人、または企業でも非常に ユニークな使い方をして、非常に効果を出してるということもたくさんあると思います。個人個 人の問題を見ましても、個人の友達が数万に達してるというような方もございます。例えば、今 一番私がよく見てるとこでは首相官邸というホームページなんですが、見ればすぐ十数万人ぐら いぱぱっとすぐ「いいね」が出てきます。いうような形で、非常にここを管理されている方って いのは満足してるんじゃないかと思います。

今、濱本議員がおっしゃられたように、観光とか交流とかに特化したような形で、町のホームページとは別に、そういうふうなことを情報発信をするということについては、非常に有効性があるんではないかと思っております。観光協会のホームページもありますし、観光協会の江良局長さんは、非常にこういうICTっていいますか、こちらにたけてる方でございますので、町も観光協会も、ほとんど観光行政については同じことをやってるわけでございますから、また観光協会とタイアップしてから、このような一つ一つのテーマを決めて、ここで言いましたのは、先ほどは1回するごとに、今回は「おいしい南島原」ですが、そのようなテーマを決めたっていうような形も、非常に皆さんから注目を集めちょるんじゃないかと思います。

一般的な町のホームページをこれに載せるというような方法も当然あるとは思いますが、私も 今の御提案のような観光とか交流とか、多くの皆さん方にこの大島に来ていただきたいという 方々のPRにこれを使うというのは非常に有効な事だろうと思っておりますので、また観光協会 の事務局ともよく相談をさせていただきたいと思っておるところでございます。

観光協会も実は、ものすごく頻繁に観光協会のホームページは更新してるんです。そして、しょっちゅうその写真もアップしていただいております。これを、こっちのフェイスブックにするともっとたくさんの皆さんの目に触れるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。また研究してみたいと思います。

それと、稲作のほうはたしかにかんきつと違いまして、相当の初期投資が必要なということがあると思います。それと、水田の場合、圃場整備がされているかしないかというのも非常に大きな要素になっていると思います。圃場整備をされていないとこで相当耕作放棄地が進んでおります。そうした中で、新しい稲作農業者を就農させるということになりますと、当然、まずその土

地の形状が圃場整備がされてることが条件でしょうし、またかんきつ農業と違って、相当機械化が進んでおりますので、その機械の導入っていうのが非常に初期投資が必要なということもあります。つくり方もいろいろあるようですから、反対にいえば、例えば自然農法的にやるというような方にとれば、それはあんまり初期投資はいらないということにもなるんかと思いますが、いずれにしてもちょっと稲作についてはそういうふうなハードルが高いので、なかなか新規の方が見つかってないなっていうのは感じているところでございます。

それにつきましても、稲作だけではなく、新しく就農する皆さん方に投資的にいえる事だろうと思うんですが、やはり経済活動の一つでございますので、例えば定年になって、退職金と年金をもらって自然と相手にやっていこうというような方と、もう一つはちゃんとした経済的な自立を図っていかなきゃいけない農業に取り組むんだという方には全く違うわけでございまして、私たちは将来的なことを考えれば、やはり農業で飯が食える、農業で経済的自立ができる方を育成しなければ、将来に、先ほどの高校問題もありましたが、やっぱり新しい子供さんたちをここで育てられる環境というのは、やっぱり何ていいましても経済的な自立ということにかかってくると思います。稲作だけをということではありませんが、稲作と野菜とかんきつとかいろいろなものを組み合わせるという必要もあると思いますし、また、今国が非常に力を入れて、力強く思ってるところにあるのは、やはり農業の再生ということについて、今までの農業政策とは、新しい農業政策を今回出していくんだということを非常に期待をしてるんですが、まだあんまり大きな、明らかになっておりませんが、しかしながらぜひとも国の政策に呼応し、ぜひとも大島のすごく広がってしまった耕作放棄地対策について、かんきつ、稲作もそうですが、いろいろな農業に取り組める環境をぜひとも早くつくっていきたいと、努力していきたいというふうに思っているところでございます。

- 〇議長(新山 玄雄君) 濱本議員。
- ○議員(12番 濱本 康裕君) 非常にいろいろ考えておられるみたいなので、すごく安心いたしました。

ぜひとも、圃場整備も大事なんですけども、やはり昔から残っている原風景を残すということも大事だと思います。宮本常一がこの大島は有名なのですが、やはり観光客はそれを目当てに来られるという方も中にはおられると思うので、その辺とも全てを圃場整備にするというつもりはないかもしれませんが、その辺とのバランスと考えながら進めていただいたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長(新山 玄雄君) 以上で、濱本議員の質問を終わります。

.....

〇議長(新山 玄雄君) 次に、13番、久保雅己議員。

○議員(13番 久保 雅己君) 13番、久保です。一般質問の通告の2点について、お伺いいたします。

まず、周防大島の防災対策についてお伺いいたします。

昭和24年8月29日に、政府は南海トラフ地震の被害想定で、太平洋側を中心に国民の生命や財産、インフラが大打撃を受けるとの予測を公表され、山口県下内では最大死者が約200名、最大負傷者が約1,800人、推計。周防大島町では最大震度が6弱、最大津波高満潮時に4メートルを想定されているところです。また、内閣府の作業部会は昭和25年8月、5月28日南海トラフ巨大地震対策の最終報告をまとめ、現状では高い角度での予知は困難と指摘されております。発生一週間後の避難者は950万人にのぼる。家を失った人や高齢者、障害者、弱者を優先して避難所に受入れ、被災が比較的軽かった人には帰宅を促すトリアージ、選別という意味のようですが、の導入を検討するよう求めたと。復興がおくれれば国としての存立にかかわると強調し、事前で防災対策を要請、家庭には一週間分以上の水や食料の備蓄が必要と報じられております。

議会では、防災対策特別委員会を設置し、今年度2回目の委員会が6月14日に開催され、外入の安政南海地震、津波の到達点を現地視察し、家房地区における自主防災活動についての説明、防災担当課による過去の大地震の資料による説明や、現状の自主防災組織の説明と有意義な委員会が行われたと思っておるところでございます。

特別委員会がありましたので、重複する点があるかとも思いますが、そこでお伺いいたします。 国の防災対策も徐々に変わりつつありますが、内閣府の最終報告は国難ともいえる巨大災害と強調、国の自治体、電力、ガス会社などが参加する協議会を法制化し、防波堤や避難路、避難タワーなどハード面と、訓練などソフト面の対策を見合わせるように求めたとございました。町としては、今後防災対策をどのように計画して実施していくのか、御説明をお願いしたいと思います。

次に、自主防災組織の進捗状況についてお伺いいたします。先日、現在町内の自主防災組織の 指定数は35カ所と伺っております。今後、町としては町全体で約何カ所ぐらい自主防災組織を つくればいいであろうかということを検討されておると思いますが、その御報告をお願いしたい と思います。

次に、大島大橋の維持管理状況についてお尋ねいたします。大島大橋は昭和46年8月2日に起工式が行われ、架橋工事が開始され、昭和51年7月4日に開通し、郡民の長年の夢がかなえられたわけでございます。また、昭和62年6月に山口県が道路公団から126億円で買収し、山口県道路公社に移管し、通行料は大島に登録された車は5割引きとなり、平成8年6月1日より通行料は無料となりました。ときの地元の代議士、県知事さん、県会議員さん、町長さん方の

先人の並々ならぬ御尽力のおかげで今日があるわけでございます。深く感謝を申し上げます。

大島大橋は島民の唯一の生活道路でもあるとともに、第1種緊急輸送道路に指定されており、なくてはならないものでございます。そこでお伺いいたします。本年2月22日に山口県は、点検で著しい損傷が判明した橋の補修に2013年度から10年間で集中的に取り組むということを決めたと。予防保全的な管理によって長寿命化を図るのが狙いということが発表されました。13年度は大島大橋など24の橋の補修に着手する計画で、設計費や工事費などの経費24億円を一般会計当初予算に計上したと報じられました。

お尋ねいたします。今日までも橋りょう補修工事は行われておりますけれども、今後はどのような補修が行われるものか、県から説明を受けておればお願いしたいと思います。

次に、耐荷性能力でございますが、耐荷性能力及び耐震性能について伺います。耐震基準は、 橋の設計、自動車荷重が平成5年の道路構造令改正により、20トンから25トンへ変更された と思われます。その後、どのようになっているかの御説明をお願いいたします。また、耐震基準 も平成7年度の兵庫県の南部地震を受けて、平成8年の道路橋地震耐震設計編では、以前に比べ 格段の地震動レベルが設定されたとありますが、耐震レベルはどのようになっておるか御説明を お願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

- 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。
- **〇町長(椎木 巧君)** 周防大島町の防災対策について、久保議員さんから御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

国の中央防災会議の作業部会は、具体的な地震、津波対策などをまとめた最終報告を公表いたしました。南海トラフ沿いを震源とする巨大地震の発生時期や規模の予測は困難というふうに位置づけられました。そして、避難所においては弱い立場の人の受け入れが家庭の備蓄を一週間以上に拡大すると、学校や病院などで津波の危険が大きい施設は計画的にもう移転すると。ハード面とソフト面の両方で今対策をしてると。防災対策を推進する国、自治体などの協議会を法制化するなどなど、減災のための事前防災対策が必要というふうになってまいりました。

山口県では、現在地域防災計画の見直しや、市、町ごとの詳細な被害想定を進めております。 本町におきましても、今後山口県が発表する被害想定区域、被害想定を受けて東日本大震災を踏まえ、より実践的な地域防災計画の見直しや津波、ハザードマップの早期作成を実施したいと考えております。

そのほか、本町の取り組みといたしましては、南海トラフで次に発生する地震の発生確率が30年以内の発生率で約60%から70%とされておりますが、命を守ることを基本とし、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動をとれるよう、自助、共助の取り組みを強化し、支援して

いく必要があるということから、昨年は津波発生時の避難の目安となります海抜表示を町内の公 共施設204カ所に設置をさせていただきました。備蓄については、防災センターに平成25年 3月末で5,888食、飲料水が500ccペットボトルで1,008本の備蓄があり、町内また 13カ所の設置されております防災倉庫には、投光器とか発電機を初め、生活必需品の備蓄をしており、本年度は離島4島への防災倉庫の設置を計画しております。

また、周防大島町耐震改修促進計画に基づく、建築物の耐震化を促進するため、無料耐震診断および耐震改修補助事業の実施、消防水利の確保を行うための耐震性貯水槽等の設置や衛星携帯電話等の配備、全国瞬時警報システム、J—ALERTというものですが、これとかエリアメールによる緊急情報を住民に発信する体制など、非常時の通信網を整備しております。町の防災訓練におきましても、巨大地震を想定した広域的な避難訓練を計画的に実施するとともに、今年度は組織のリーダーの育成に重点を置くなど、さらなる充実を図ってまいりたいと考えています。

自主防災組織の進捗状況のお尋ねがございました。自主防災組織は名称のいかんにかかわらず、 自治会等において組織されております。活動状況は各組織によって異なりますが、防災意識の啓 発や避難経路の確認など、防災訓練の実施、要援護者の避難対策についての話し合いなど、さま ざまな活動が展開されているところであります。加えて、自治会独自で要援護者の把握などを行 い、災害時の行動マニュアルと防災マップを作成するといった積極的な活動を行っている地区も ございます。

実績を申し上げますと、平成24年度が25団体、今年度は5月末現在で10団体の、計35団体が組織されており、各自治会における防災意識は高まっていると認識をしているところでございます。これ何カ所つくるのかというふうにお話がありますが、基本的には各自治会に自主防災組織をつくっていただきたいというふうに思っておるわけでございますが、しかしながら、旧町ごとで自治会の形態がみな違うわけです。それですごく小さな自治会ごとに分かれている地区もありますし、また結果的にすごく大きな、所帯のたくさんある自治会っていうこともあります。だから、あまり自治会単位で全てにこだわるわけではなくて、近隣の自治会と一緒にその自主防災組織をつくっていただくこと、いうこともいいのではないかというふうに思っておりますし、もう既にそういうふうなつくり方をしてる団体もあるようでございます。

町といたしましては、今後も防災資機材の助成とか地域における防災訓練の費用の助成、また機会あるごとに啓発に努め、活発な活動を促し、自治会と一体となって実効性のある自主防災組織の育成に努めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、各地域における自主防災組織のさらなる活動への取り組みに、議員さん個人も、皆さん方も、お力沿えを賜りますよう、お願いをいたします。

いずれにいたしましても、どのような災害が発生しようとも、この周防大島町からは一人の犠

牲者も出さないということを目的に、いろいろな手だてを尽くしていかなければならないという ふうに思っておるところでございます。

参考までに申し上げますが、防災訓練に伴う補助金の交付につきましては11組織で14万4,800円、防災資機材に対する補助金は7組織で、金額は50万4,500円を、24年度支給してるということになっております。

大島大橋の管理状況についての御質問をいただきました。

大島大橋は1976年、昭和51年に、当時の日本道路公団が供用開始して以来、37年が経過をいたしております。この間、維持管理については5年ごとに定期的に点検を行っており、必要に応じて随時点検を行っています。

御質問の経年劣化の対策については、平成11年度から継続的に大島大橋橋梁補修事業を実施をいたしております。大島大橋橋梁補修事業は、大きく分けて、橋梁の機能を維持する耐久補修と大規模地震に対する耐震補強を実施しております。耐震補強工事については、平成14年度から平成22年度までで工事を完了し、工事費の合計は15億9,300万円となっております。また、耐久補修工事につきましては平成12年度に開始し、平成24年度までの累計工事費が32億8,000万円となっており、今後も継続的に工事を続けていく予定と県のほうから聞いております。今年度につきましては事業費2億7,000万円で、塗装工事とかまたは多柱式鋼管杭の基礎等の補修工事を予定しているようでございます。

また、今後の対策についてでございますが、山口県と協議されておるかという質問でございました。毎年、山口県から当該年度の事業に関し、大島大橋では、大島だけではないんですが、他の県工事も含めて説明を受けております。また、随時、必要に応じて県の土木事務所とは協議を行っておるところでございます。

新耐震基準で行ってるかということでございますが、当然ながらこの耐震補修につきましては 新耐震基準で行っておるというふうに思っておるところでございます。

- 〇議長(新山 玄雄君) 久保議員。
- ○議員(13番 久保 雅己君) 今、御説明はお伺いしたわけでございますが、まず、防災のほうから質問いたします。今、防災対策委員会というか、そういう組織は、町の職員、町長始め皆さんが含まれた組織はどのようになってるか、御説明いただいたらと思います。
- **〇議長(新山 玄雄君)** 星出総務部長。
- ○総務部長(星出 明君) 本町では周防大島町防災会議条例に基づきまして、委員を選任いた しております。委員の中は、インフラにかかる、電気、電話等にかかる機関として、株式会社中 国電力柳井営業所、あるいはNTT山口支店等の指定公共機関、あるいは県の出先機関、警察関係と町の執行部を含む23名を委員としております。防災会議は、水防計画に関する審議等を主

な事務としております。 以上でございます。

- 〇議長(新山 玄雄君) 久保議員。
- ○議員(13番 久保 雅己君) 今、委員会としては23名の皆様方、それぞれの専門の方が入っておられるような御答弁でございました。先ほども申し上げたように、国のほうも年々方針が変わっておりますし、見直しがされております。と同時に、周防大島は海に囲まれております。特に南海トラフと、特に津波に関しては、今日まで経験をしたものはいないわけで、先ほど申し上げた視察に行きました、大昔にはあったようでございますけども、なかなか住民意識が高まらないというか、危機感を感じておらないんじゃないかというふうに思っております。例えば、全体的に考えますと、自主防災も含めてですけども、住民意識をもっともっと高めておかないと、いざというときには恐らく大変なことになるんじゃないかというような危惧をしておるところでございます。その点について、今後の防災対策は、執行部、先ほど言われた委員さんだけ、それに議会を含めたり、いろんな多種多様の人を集めたもので、統一してもっと住民意識を高めるための会議もしていかないといけないし、それを開示していかないといけないんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺でお考えをお伺いしたいと思います。
- 〇議長(新山 玄雄君) 星出総務部長。
- ○総務部長(星出 明君) 先ほど申し上げました防災会議の委員のメンバーですけども、昨年 改正されました災害対策基本法に基づきまして、本町の防災会議条例を一部改正しております。 その中で、今回の新たなメンバーとして学識経験者あるいは自主防災組織の代表者等も委員に加 えることが可能となりましたので、今年度はこの新たな委員を選任して、防災計画の普及啓発に も努めてまいりたいと考えております。
- 〇議長(新山 玄雄君) 久保議員。
- ○議員(13番 久保 雅己君) わかりました。どんどん、そういう会合をやり、準備をし、備 えていく必要があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、自主防災についてでございますけども、先ほど町長の答弁がございました、今、35カ所ということ、これは各住民が主体となってつくるものではございますけども、やはりつくろうと思ってもいろんなノウハウがないわけですから、その辺は執行部、行政のほうがその住民に教えていくというか、開示していく必要があるんじゃないかと思いますが、自主防災組織は、私は、今35カ所、各集落というか1カ所ずつ、それを総括して郡全体で一つにまとめた大きな組織をつくる必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

〇議長(新山 玄雄君) 星出総務部長。

- ○総務部長(星出 明君) 自主防災組織は、つくれば十分というわけではございませんので、 日頃からの活動を継続していくことこそが自主防災組織の地域力といいますか、発揮されるんで はないかと考えております。この点に関しましては、役場としても十分、消防防災班を中心にサ ポートしてまいりたいと考えております。
- 〇議長(新山 玄雄君) 久保議員。
- ○議員(13番 久保 雅己君) それと、防災対策に関してですけども、ハード面とソフト面、両方あると思いますけども、ハード面の場合、これは予算的なものがあるわけで、なかなかすぐ、国、県の補助を考えながら執行していくということでございましょうけども、ソフト面の対策については、先ほど御報告がありましたように、自主防災組織を活用した避難というようなことだと思うんですけども、ハード面のほうでちょっとお伺いしたいんですが、特に避難道、避難場所。従来の台風あたりの避難場所、避難道では対応できないことが起こり得るんじゃないかと思います。避難道に関しては、地域から要望が出た場合に、今後どのような対処されるか御報告をお願いします。
- 〇議長(新山 玄雄君) 星出総務部長。
- ○総務部長(星出 明君) 避難道等の整備につきましては、現状の道路等において不十分である場合は状況に応じ対策を講じてまいりたいと考えております。ただ、それぞれの状況や条件を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。
- 〇議長(新山 玄雄君) 久保議員。
- ○議員(13番 久保 雅己君) 備えあれば憂いなしというような言葉がありますけども、やはり災害に対しては十分に準備して、想定外のというはやり言葉がありますけども、想定外を想定する準備をしておくようにしなければならないと思います。執行部のほうも、ぜひ前向きにお考えいただいて、町民の生命の安全を保っていただきたいと思います。

次に、大島大橋の件でございます。維持管理、先ほど数字的なものを御説明いただきました。 私も合併前に大島大橋の件では質問したことがございます。もう開通して37年という歴史があります。約、今40歳になられた方々は、昔、船で大島に渡ってた、大島から小松港に渡ってたことは、ほとんど思い出がないんじゃないかと思います。非常に不便であったのが、橋のおかげで本土と全く同じ条件になったわけですから、周防大島町民も新たにしてこの橋のありがたみというのを十分に感じていただく必要があると思いますし、今後も橋の管理に関しては、県の道路公団の管理ではございますけども、町も十分に打ち合わせをしながら、長寿化を図っていただいたらというふうに思っています。

質問を終わります。

○議長(新山 玄雄君) 以上で、久保議員の質問を終わります。

.....

- 〇議長(新山 玄雄君) 次に、4番、広田清晴議員。
- ○議員(4番 広田 清晴君) 日本共産党の広田です。私は今回の質問については、通告のように周防大島高校福祉科存続のための努力を求めるという立場であります。この問題の趣旨は、私が出発したのは、いわゆる文化センターでの集会、これで私は危機感を強めました。というのが、あのときに、言いなれば、久賀と安下庄それぞれOBさん方が面の引っ張り合いをしたら、これは県教委が喜ぶだけではないかという認識が、まず、しました。ですから、私は少なくとも集会で言ったのは、まずどこに本校を置くかというのは、やっぱり今の段階では棚上げするべきではないか、これが集会の1つ目です。そして、2つ目、当時、子供たち少ないというて言われるが、少なくとも親の価値観、子の価値観を変えていかんと、なかなか地元の高校行かなくなるんじゃないかというのが2つ目の価値観でした。そういう中で、今も現在、より周防大島高校を残す方向について、私なりに町長と基本的には違うというふうに思いますが、やっぱり思いは一緒だというふうに思うております。その中で、1番目の通告に入りたいと思います。

町長は大島高校改編について、今回の改編案について、いつ説明があったのか、そのことについて議会や町民にどのように対応されたのか。これが1つ目です。

そして、特に今、県教委が盛んに言いよるのは、法律改正によりすごい難しゅうなったんだ。 町長も先ほどからかなり答弁繰り返しましたが、実際的には32単位という増え方はいびつじゃ ないかというのが町長の考え方でした。しかし、私は少なくとも、高校から介護福祉士の道が閉 ざされることへの疑念、いわゆる中学生の中学校卒業と同時に高校行って実際的に介護福祉士を 取る方向、これが私はより皆さん方に、島内で議論したら私は挑戦してみようかというのが発生 するかもわかりません。そういう中で、やっぱり実際的に中学生の選択の幅、これが狭まるとい うことに対する町長の疑念があるのかないのか、聞きたいというふうに思います。これが2つ目 です。

3つ目として、最後まで、いわゆる福祉科存続の立場で努力することが、私は結果として周防 大島高校の存続につながっていくというふうに考えております。したがって、その立場で、周防 大島町長として努力していただきたい。これが3つ目です。

4つ目として、盛んに言われた3月定例議会の中で、私にとっては唐突であったというふうに 思いますが、後からいろいろ調べてみますと、やっぱり平田教育長時代にも、またそれ以後も、 この2キャンパス制に対して当面の間という言葉がついておりますが、将来、安下庄校舎に統合 すると。これ私は、非常に実は周防大島高校存続についてもこれはマイナス事例になるというふ うに考えております。この点でも、町長自身が2キャンパスを維持することに対する町長自身の 認識、これを聞きたいというふうに思います。これが1つ目です。

ほいで2つ目、県ふるさと雇用促進事業のうちの宮本常一保存事業についてということであり ます。これは、行政報告で既に町長自身が対応等について触れております。それについて、いろ いろ問題点取得して実際的には一つの柱としては、非公募による労働者の募集について。これは もう、公募しなかったんだから全くいけないことだということで、実際、「行政事務全般にわた り、緊張感を持って事務、業務に当たるよう指導し、管理に対する姿勢を強化するものである」 という触れ方。そして、2点目として、「町委託契約の事務手続きは、今回の事案を教訓に契約 事務、特に随意契約、事務の取り扱いについて、現在のマニュアルやチェックリストをより確実 性、実効性あるものに改定し、財務事務及び契約関係に関する研修を実施する」。ここを触れて、 「4月18日の契約監理課、4月23日の教育委員会連絡会議等で行った」というのが、町長の 行政報告の部分だと、ちょっと割愛しておりますが、部分だったというふうに思うております。 その上に立って私が今回問いたいのは、原因究明は21年にさかのぼって調査対応が必要と、答 弁を求めるという通告になっております。例えば、21年、22年、23年と、いわゆる雇い入 れを行っておるが、町長の報告では23年度に触れておるが、実際的に21年、22年に公募人 数、そしてまた、直接雇用じゃないみたいな格好で、何人、いわゆる非公募で雇い入れが行われ たのかという点も、大事な点なんで、事実関係として報告を求めておきたいというふうに思いま す。

それとあわせてもう一つは、何で、いわゆるマニュアル化の再チェックをせんにやいけんかったんかいう点で、やっぱり触れとかにやいけんのんが、当時、実際的にそこに携わる町の職員でいいますと教育委員会所管、そしてまた社会教育所管、この部分が実際的にそういう県の補助事業があるよということをつかんだ上で、緊急に、それこそ緊急雇用じゃないですけど、緊急に立ち上げた可能性がある団体じゃないかというふうに考えて、私は。それでないと理屈がつかない、いうのがあります。ですから、その点について率直な答弁を求めたいというふうに思います。

次に、八幡生涯むら指定管理についてであります。これはずっと言っておったんですが、指定管理がなかなかうまくいってないんではないかという指摘をしてきました。そういう中で、実際的に竜崎でみられた部分はあります。そうして結論としては、やっぱり親許、町の職員と、いわゆる指定管理者、新たな指定管理者、これがよりよい管理体制をつくるためにも協議をすることが大事ではないか、これは私ずっと言ってきました。そういう中で、一体、実態として5カ年になりますか、その中で、当時振り返ってみて、町と指定管理者と一体何度協議、より管理運営を高めるために何度協議をしたかという点を聞いておきたいと。町長が言い分があったら、後言ってください。ほいで、実際的に私のほうの調査では、ほとんど協議がされてないんじゃないかという疑念があります。ですから、率直に聞いておきたいと。

それと、指定勘定策定に当たって何を根拠に示したのかという点であります。今回、入りで施

設使用料が55万7,000円減額しますよと。そして、指定管理料が34万7,000円ふえま すよと。収入合計として21万円ですよということで、皆さん方がつくっております。ほいで、 人件費は797万5,000円、そして運営費については81万6,000円、そして維持管理費 計で528万5,000円、合わせて1,407万6,000円。これでは、私が考え違いしちょ ったら後答弁のとき指摘してほしいんですが、1,000万円以上の団体については、契約につ いては、いわゆる消費税支払い団体になるんじゃないかというふうに私は考えております。仮に 内税扱いとして実際的に消費税団体にしても、しかし、きちっと消費税は払わにゃいけんという ふうに私は見られます。そういう中で、あくまでこれは町がつくったモデルかどうかわかりませ んが、実際的に数字があるんでモデルだろうというふうに思いますが、やっぱり私はその辺も含 めた指定管理料のあり方、3期になりますから、やっぱりきちっと一定程度組んでいかにゃいけ んのんじゃないかという点で、指定管理のあり方について聞いておきたいというふうに思います。 次に、教育委員会の所管の配点変更。今回、いろいろ部分があると思いますが、何で教育委員 会だけ率直に言って加点配点、いわゆる配点変更が行ったのかということであります。教育委員 会所管の中にも、例えば八幡生涯学習のむら等、しかし、他の施設もあります。例えば、陸上競 技場とかという部分もあります。この陸上競技場も、新たに過去の部分から配点基準を変えたと。 同じような基準で配点基準をしたのはなぜかという点だけ、聞いておきたいというふうに思いま す。

次に、周防大島町財政問題について通告しております。安倍内閣になっていろいろあります。 アベノミクスとかいうてですね。実体経済がどう変わるのかと。私たちは株の取引とかいうよりは少なくとも実体経済が伴わんと、町財政もそうだろうというふうに思いますが、若干変動はあるかもわかりません。基本的には周防大島町の消費能力が決定する、私は実体経済といったらそういうもんだというふうに思うております。そういう中で、安倍内閣そのものは補正、いわゆる1.5カ月予算といいましたか、実際的には切れ目のない予算という言い方で、元気臨時交付金等を、また補正での25年度事業の前倒し、そしてまた、そういう状況の中で、補正予算の活用での一般財源の減及び今年度負担の一般財源の減、いうふうに効果がそれなりにそれぞれ出てきちょると思うんですが、それについて、私は少なくとも今まで、町長自身が予算案をつくって、そして実際的にいろいろ執行してきましたが、私はいつも言うのは、私の所属する民生はなかなか起き上れてないと。いつも笑うんですが、例えば一番起き上れてないのが、06年骨太方針、05年骨太方針、ほいで、04年骨太方針。ついこの間周防大島町にとってどうだったかというたら、財政のほうは知っちょると思いますが、広義の意味での交付税、これが10億を超える金額がカットされたというのがわしはまぎれもない事実だというふうに見ております。その中で、やっぱり遅れた部分といいますか、一般財源がカットされることによって廃止された部分、また 負担が大きくなった部分、これを私は少しでも上げていくことが大事ではないかという立場で、 今回の一般質問、答弁を求めたいというふうに思います。 以上です。

〇議長(新山 玄雄君) 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

〇議長(新山 玄雄君) 再開をいたします。

最初にお知らせをいたします。魚谷議員より、所用のため早退の旨届け出がございました。よ ろしくお願いします。

吉田議員。

○議員(11番 吉田 芳春君) 先ほどの一般質問の中で、最後のところでございますけれども、 町民の皆さんに対して明快な御答弁を期待しておりますと、次の部分のところを削除させていた だきます。まことに申しわけございません。

削除をお願いいたします。

○議長(新山 玄雄君) ただいま吉田議員より一般質問中の不適切な発言について削除の申し出がありました。この件については、先ほど議会運営委員会を開催し、その対応についても協議をいただいております。この申し出どおり受理をいたしまして、処理をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を続けます。広田議員に対する、質問に対する答弁をお願いいたします。 椎木町長。

○町長(椎木 巧君) それでは広田議員さんの周防大島高校の福祉科存続のための努力を求めるという御質問でございますが、この1つ目の答弁を申し上げたいと思いますが、1つ目の県教委からの説明についてでございます。

周防大島高校の改編についてというか、周防大島高校の学校づくりについて、県教委による学校 や地域の関係者からの意見聴取の一貫として、私も何度か、いうなれば5月、7月、8月、 11月とこのような形で意見交換を行いました。その際には、常に私としましては、将来にわた っての周防大島高校の存続や、子供たちの未来につながる取り組みや学校づくりを引き続きお願 いしてまいりました。しかしながら、私は、その高校改編についてから、どのような形で高校を 改編するというふうな権限は全くございませんので、議会とか、あるいは町民の皆さんへの説明 についてはいたしてはおりません。

次に2点目の、高校から介護福祉士の道が閉ざされることについての認識についてでございますが、先ほど吉田議員の質問でお答えをしましたように、法改正により、高校3年間で資格取得を目指すには、専門科目に極端に偏った教育課程の編成となり、高校教育の目的からして従来の福祉科では難しいとの説明を県教委から受け、そのような状況を理解させていただいたところであります。

そうした状況の中で、現在周防大島高校で取り組んでいるように多様な教科の学習や、学校行事等の特別活動などをとおし、幅広い教養を身につけ、豊かな人間性や創造性を養うことを大切にし、その上で福祉専攻科における資格取得を目指した2年間の専門教育を行うことにより、質の高い介護福祉士を養成していきたいと伺っております。

3点目の、福祉科存続の立場での努力についてでございますすが、平成25年度施行の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、高校教育としてのカリキュラムの編成上福祉科の継続は難しいとの説明を受け、そう理解したわけでございまして、そうした中で周防大島町といたしましては、周防大島高校の存続を前提に、未来や地域をつくる子供たちをかけがえのない財産としてしっかりと育んでいけるよう、地域と一体となって、地域の方々の期待に答えられる学校となるよう期待をしております。

また町内全ての中学校の1学年の人数を平均すると、100名を割る中、大変厳しい状況だと 認識をいたしております。そこで、普通科はもちろんのこと、新たな改編された地域創生科、福 祉専攻科といった、新たな周防大島高校の体制の中、魅力と活力ある高校づくりに積極的に取り 組んでいただくことによりまして、新しい周防大島高校の魅力を島内の子供たちにしっかりと共 有させ、その魅力を県内はもとより、全国へ発信していくことで改善を図り、県内及び全国から も注目され、将来にわたって存在感の発揮し続ける高校になっていただきたいというふうに考え ておるわけでございます。

4点目は、2キャンパス制を廃止して将来安下庄に統合することについての町長の認識を問うとのことでございますが、今までも何度も申し上げておりますように、県立高校の教育施策全般は、指導内容も施設整備の面も県教育委員会の所管でありまして、平成19年の周防大島高校開校の際は、当面2キャンパス制でスタート、将来的には安下庄の地へ統合という方向性が示されておりました。今回の改編案は、高校本科を安下庄の地で一つにし、福祉専攻科を久賀校舎に新設して周防大島高校の新たな魅力づくりを目指そうと県教委がさまざまな角度から検討した結果であると認識をいたしております。

3月の全員協議会での県教育委員会の改編案を全面的にバックアップしていこうという力強い 議員各位の御意見を踏まえ、町内唯一の県立高校の存続のために私としては、側面からできる限 り支援してまいりたいと考えておりますので、今まで以上に御理解と御協力をお願いしたいと思 っております。

その後の、ふるさと雇用促進事業の件と、八幡生涯学習村の件につきましては、教育委員会の ほうから答弁を言わせますので、4番目の周防大島町の財政問題についてという御質問をいただ いておりますので、この件につきましては私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

周防大島町の財政問題にということで御質問をいただきました。国は平成24年度に日本経済 再生に向けた緊急経済対策の実行に向けた大型補正予算を決定するとともに、平成25年1月 24日に閣議決定された平成25年度予算編成の基本方針において緊急経済対策に基づく大型補 正予算と一体的なものとして、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避と、デフレ からの早期脱却及び成長力の強化を図るための予算編成をすることとし、これを15カ月予算と 称したことは御存じのとおりであります。

本町においては、こうした状況のもとに平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算の編成作業を行ったわけでありますが、特に国の補助事業の取り組みにあっては、財政運営上の効率性事業実施の効果や、確実性の検討を重ねながら、法令等に沿った予算編成を行った次第であります。

こうした中で地方公共団体が、緊急経済対策に対応するに当たり、地方の財政負担の軽減策として地域の元気臨時交付金が設けられたことは、既に御承知のとおりであります。この交付金の活用による財政運営上の効果についてということでございますが、現在本町に示されております一次分の交付限度額は2億5,545万3,000円となっており、これを普通建設事業等の財源として充当する調整を行うということとなります。

次に、平成24年度補正予算での前倒し総額及びこれに充当する地方債の補正予算の活用により生ずる一般財源の効果についてでありますが、日本経済再生に向けた緊急経済対策による国の補正予算――第1号の補正予算でございますが――これに対応するために行った補正予算計上額は、3月定例会において資料配布いたしておりますとおり、その総額は4億5,660万1,000円となっております。また、地方債の補正予算分の活用による一般財源への効果につきましては、充当率のかさ上げによる効果と、後年度負担に対する交付税算入率のかさ上げによるものが考えられますが、これらによる効果の額は、利息に対する交付税算入額を除き約4,920万円と試算をいたしております。

最後に、これらの財源の使途についてでありますが、このたびの国の補正予算の対応にかかわらず、財政運営に当たっては財政の健全化と持続可能な財政基盤の確立に軸足を置いた上で、さ

まざまな要望にも耳を傾けながら本町が掲げる施策との調整・検討を図りつつ的確な対応に努め させていただきたいと思っておるところでございます。

以上2点についてお答えをさせていただきます。

- 〇議長(新山 玄雄君) 西川教育長。
- ○教育長(西川 敏之君) では、広田議員さんの県ふるさと雇用促進事業のうち、宮本常一保存事業に関する御質問についてお答えいたします。

御質問の件につきましては、本議会初日の町長行政報告でも申し上げましたところです。本町が実施しました、山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業を活用した周防大島町文化遺産資料整備事業につきましては、本町が宮本常一資料保存研究協議会に委託した中での不適切な点の指摘を受けたものであります。この結果に対しましては、深くおわび申し上げます。

山口県監査委員の監査の経過によりますと、監査請求に伴い本委託事業に係る所管課であります、山口県商工労働部労働政策課へ平成21年度から平成23年度までの3カ年にわたる関係資料を提出し、3カ年分の調査が実施されました。しかしながら、県監査委員では、平成25年4月19日付の山口県報に掲載の山口県監査員の監査結果の報告によりますと、地方自治法第242条第2項の規定により、住民監査請求は当該行為のあった日、または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないとして、本委託事業に係る監査請求に対する監査対象年度は平成23年度事業に限られたこととしております。また、山口県監査委員の監査の内容につきましては、周防大島町が締結した業務委託契約の方法及び手続について、契約の相手方について、非公募による労働者募集について、広島大学研究事業との関連性についての4点であります。

この4件のうち、不適切な処理と指摘されましたのは、行政報告で触れましたように、労働者 募集の点と、契約時の手続の点であります。

労働者募集の件につきましては、平成21年度、事業当初に際しましては、宮本常一資料保存研究協議会は、3人の臨時雇用者について公募を行い採用を行っております。ところが、東日本大震災が発生し、このうちの1人が被災地の文化財の調査のために呼応されたので、急遽補充の必要が出た際、公募によらず採用した点が問題とされております。

この点につきましては、新規雇用人件費の割合が2分の1を下らない場合には、公募によらない雇用者の人件費も補助の対象とされており、23年度の3名の雇用者のうち2名は公募によるものでありますので、補助事業実施要領の補助要件を充足していることは明らかです。そのため、補助金を充当することは、不適切な支出とはならないものとして監査委員は監査請求を退けているものの、県担当部からは、町からの実績報告において、事実とは異なる報告がなされていると事務の不適切な点について指導を受けました。

契約事務手続の件につきましては、町の財務規則や補助事業、実施要領から見て不適切な事例が見受けられ速やかな再発防止策の徹底を求めるとの監査結果を受け、県担当部から町が委託契約を締結する際に、町財務規則、町工事執行規則で必要とされている予定価格調書等の書類の作成がなされていなかったとして、こうした事務処理は県の補助事業に対する県民の信頼を損なうものと厳重注意と再発防止の徹底に努めるよう指導を受けました。

契約事務手続の不適切という指摘につきましては、弁明の余地はなく21年度にさかのぼっても同様な状況で、行政事務の根幹にかかわることと極めて重く受け止めております。このため、本町といたしましては再発防止策として、4月18日付で契約管理課より各部課長宛に随意契約に関する事務取扱の徹底について通達し、職員へ周知を図るとともに、4月23日に教育委員会におきましては、連絡会議の中で随意契約に関しての勉強会を実施し、さらに5月21日には、関係職員を対象とした契約監理課にある契約事務研修会を実施し、職員の契約事務への共通理解を求め、再発防止を図ることとしたところであります。

では次に、八幡生涯むら指定管理についての御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問の、前指定管理者との協議回数につきましては、過去6年間で9回の協議を行っております。年度ごとでは、平成21年度に2回、22年度に1回、24年度に6回それぞれ実施しております。協議内容につきましては、施設の修繕や指定管理料、指定管理期間の延長、モニタリング結果等について意見を交換しております。

次に、2点目の指定管理料基準額策定の根拠につきましては、八幡生涯学習むらの指定管理料基準額は、指定管理者の施設管理費の実績等をもとに算定しております。先ほど、広田先生の御質問の中で具体的な数字もおっしゃられたんですが、説明上えどりますが、もう一度数字も入れて(発言する者あり)いいですか。じゃあ、そこは省略させてもらいます。ちょっと一部申しますと、指定期間は5年間となっていますんで、支出基準額5力年分から収入基準額5力年分を引いた金額、合計6,490万円を指定管理料基準額としておりますという形で、個別にずうっとおっしゃったとおりです。じゃあ、そこは省略させていただきます。

指定管理料の設定につきましては、先ほど申しましたように前例を参考に算出の方法をとって きた経緯がございますので、つけ加えます。

3点目の教育委員会所管の配点変更は、結果として誤解を招いたのではないかという御質問につきましては、本町におきましては平成19年度から公募による指定管理者制度の導入を実施しておりますが、当初指定管理者の選定に当たりましては、統一的な配点を用いて実施しておりました。また、選定事務の手順につきましても、公募の締め切り後、選定委員会の開催という町内統一のルールで行ってまいりました。昨年実施いたしました、第3期目の選定に当たりましては、これまでよりさらに施設の設置目的を効果的に達成し、住民サービスの質の向上を図っていくた

めには、施設の設置目的や機能に応じた審査項目、配点が必要であると考えたところでございます。

審査基準及び審査項目に関することは、周防大島町久賀歴史民俗資料館等、指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要領第2条で、選定委員会の業務として定めておりますので、第1回目の選定委員会へ審査項目配点の変更案を選定委員の皆様に御審議いただき、これに基づき審査が行われたところであります。

議員さんの御質問にありましたように、配点変更は結果として誤解を招いたのではとの御指摘をいただきましたが、例えば配点等を事前に公表するなどの方法につきまして、関係部署と協議し、選定事務の改善を図り、指定管理者制度の適切な運営に努めてまいりたいと思います。

それから、先ほど税の問題が出たと思います。先生御指摘のように、法人については前々年の 事業年度の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税業者として消費税の納税義務が生 じます。そのことはやむを得ないことかなと今考えておるとこです。

以上です。

- 〇議長(新山 玄雄君) 広田議員。
- ○議員(4番 広田 清晴君) まず、福祉科存続問題について再質問行いたいというふうに思います。

町長が先ほどからずっと言ってるのは、基本的には今回の改編案が周防大島高校の存続にとって一番いい方法だという教育委員会の言い方を、あくまで踏襲しちょる、いう部分がかなり受け取れるんです。見方によっては、例えば早い時期に安下庄校舎に統合する一つの方法として、例えば実際的にはもう高校部分については地域創生科と、実際的には普通科ということで久賀校舎そのものが専門課程がいつやまっても、県教委とは仕方がないという方向につながるんじゃないかという点が非常に気にかかるという部分です。だから、少なくとも例えば2キャンパス制を維持するという立場で今後町長が、県教委に対して訴えていく場合の柱として、私は大事な部分じゃないかと2キャンパスを守っていくんだという方向が大事ではないかというふうに思われますが、その点についてまず町長のほうに聞きたいというふうに思います。

- 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。
- ○町長(椎木 巧君) 先ほどの御質問の答弁でもお答えしましたとおり、私たちに何度か、先ほど申し上げましたのは4回なんですが、県の教育委員会から意見交換とか意見聴取というような形でお話がありました。それらの中で具体的に町長は何を求めておるんだとか、求めておるんだいうのは、例えば教育内容について、例えば2キャンパス制にするんだと、特に学校の校舎の位置の問題についてとか、または地域創生科をつくるんだとか、そのような具体的な話を私と詰めた場面ていうのはほとんどないと思っております。

その説明、意見交換の中でそういうことも考えられるということはおっしゃった場面もあったとも思いますが、しかしながら今その県教委の言われておることに対して、2キャンパス制を求めるというようなお話でございましたが、実は先ほどもちょっと吉田議員の質問にも申し上げましたが、例の3月の14日に県の教育委員会の高校教育課長の廣川先生にここにおいでいただいてから、大変御丁寧なほんとにずうっと筋道立てたこれまでの経緯、そしてまた、その県の教育委員会の方針というものを御説明いただきました。当然、今の広田議員さんも何度も質問いただきました。その中でも当然明らかになったと思いますが、これは今私がここで御説明するよりも、あのときの御説明の議事録を十分読んでいただければ、県の方針ちゅうのは十分わかったんではないかと思っております。

この間の3月の時点では、相当もう突っ込んだ説明があったというふうに私も聞きました。そして、広田議員さんもそれに対してもいろいろと御質問がありました。ここに議事録もありますが、それらからすると今私がここでから3月の14日に県の教育委員会から直接説明を受けたことをさらに覆すようなといいますか、これとは違う方針を今私がこの町長の立場としてからどうこうするということは、今のところ考えていないわけでございます。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 広田議員。

○議員(4番 広田 清晴君) まず、町長は基本的には県教委の言い方を聞いたんじゃ、説明を受けたんじゃと、その他の部分については、権限がないんだから県教委がやることですねという答弁に終始しちょる、そういうふうに答弁しとるわけです。自分には権限がないんだ、だから聞きおいただけだと、端的に言えばそういうことなんですよ。私は、それでは、周防大島高校全体を残す方向として、例えば実際的にやっぱり周防大島町の町長として、やっぱりまずいんじゃないかなというふうに考えます。といいますのが、やっぱりあくまで高校存続の旗印の中で、周防大島町長が果たす役割は私は非常に大きい、いうふうに考えております。当然、いろいろ言い方を変えて来よりますが、かなりの私は将来に私は禍根は残すという立場です。町長は、今段階じゃこれが一番いいと、県教委のおっしゃるとおりだということで、考え方が違うんかなかなかそういう立場に立てんかなというのが先ほどの答弁、それで今の答弁聞いて感じよるというとこです。だから、私は今言うたように、今の2キャンパス制を維持する方向が逆にいわゆる周防大島高校存続のかなめになると、私はゆうふうに考えちょるんで、その点は町長と認識は違うんかなというふうに考えております。

次の質問に移りますが、やっぱり協議をして権限外事項いうのも当然ありますから、県教委の考え方で進んでいくと、で、自分は意見を求められたんじゃなしに、説明を受けただけなんじゃという繰り返しですから、それ以上言っても困難な部分があるというふうに思いますが、通常県教委が説明に来るという点については、やっぱり町長の思いなりそれを聞いてから県教委そのも

のも判断の一つに利用するという私は側面もあるというふうに、例えば、町長自身が例えば説明 を受けます。ほいで、実際的には言う立場じゃないと言われても、町長自身が触れちょるような 部分がやっぱり出てきますからね。要望書という形で。ほじゃけ、いつ聞いたのかっていうのが、 非常にそこで問題になってくるというふうに思います。

これは、2月20日付の要望書ちょっと読み上げますと、「周防大島高校は町内唯一の高校で、地域教育の中核であります。このままでは、高校の将来に大きな危惧を抱かざるを得ない状況であります。このたび示された改編案に大きな期待を寄せるものであります。」いうくだりがあるんですが、結局は県教委の方向をしっかりやってくださいと。その方向でないと、実際的には周防大島高校は存続できないんだちゅう立場に、結果的には立っちょんじゃないんかと、それが2月20日の要望書ではないかというふうに見ておりますが、それでよろしいですか。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 椎木町長。

○町長(椎木 巧君) 先ほど申し上げましたように、今4回ぐらいのその意見交換、意見聴取というのがあったと思います。それぞれの場所で、例えば平成24年の5月1日のその意見交換のその内容などにいたしますと、まだ全くそのような、今議員さんがおっしゃられたような具体的な話は何もございません。要するに、福祉科については何か付加価値をつける必要がありますねとか、例えば寮生への補助や、イングリッシュキャンプへの補助も行っていただいておりますが、それの例えば発展形はないんでしょうかねとか、例えば隠岐では、全国募集する高校があるようですが、そのような手だてを考えてみたらいかがでしょうかねとか、ごく一般論的に周防大島高校をどうやってから活性化させるか、生徒募集をたくさん募集していただけるような学校にしていくかというような議論をしておるような状況でございます。

そうした中で、私も平田教育長も総務部長も出ておりますが、これらのときに私たちから要望したことが先ほど申し上げましたような県教委が今の周防大島高校の再編の中身にかかわるような議論とはとっても思えないような議論なんです。そして、7月13日にもお会いしておりますが、これは資格取得を目指した現在の高校カリキュラムについては、とってもハードであって、高校生のためのカリキュラムではないというふうに感じますねということも私も発言をいたしております。(発言する者あり)それらを含めてですよ、それらがあった後にですからね。そして7月の18日平田教育長のとこにも行っておられますが、平田教育長は、まさにさっきほど申し上げましたが、まさに教育者でありますので、そうしてその高校の介護福祉士の資格を取得するそれを目指すコースの内容を見たときに、こんな授業内容で高校なのかというふうにびっくりしたというような話もありました。これらをずうっと踏まえて、そしてそのずっと経緯があってそしてまたその2月の要望につながるわけでございます。

だから、その2月の20日時点ていうのは、もう、新聞報道でもどんどん発表されておりまし

て、そして地域創生科とか福祉専攻科というふうな話が出とる時点です。だから、私はどうしても最終決定がある前には一度ちゃんとした要望書を出しておかなければならないという気がありましたので、それで先ほど議員さんも読まれましたがこれは何をどうしてくれっちゅう意味よりも、むしろそのこのたび示された改編案によってから大きな期待をしておりますんで、県教委におかれましては周防大島高校の魅力と活力ある学校づくりに一層の尽力を賜りますように切にお願いしますという要望なんで特に、より具体的な話は全くないと思いますが、一般的にそういうふうに申し上げたわけでございます。

それともう一つ、ことしの3月14日の県の教育委員会の高校教育課長さんがこの場に来られて、これは私っていうよりもこの周防大島(「議会」と呼ぶ者あり)周防大島町議会が要請されて直接御説明をいただいた会でございます。そこの中で議員さんもいろいろ質問をされておる、議事録を読むとそういってやっておるんですが、その中で廣川山口県教育庁の高校教育課長さんは、16、17、18歳というところでは、しっかりとやはり人間として基礎力をつけなくちゃいけないと、部活動もさせてやりたい、学校行事も積極的に取り組ませたい、生徒会活動もやらせたい、そういうものでございます。やはりそういう教育をやっぱり山口県としては目指したいと思っておりますというふうに言ったんです。その結果が今回の改編につながってるというふうに私は考えておりますので、そういう要望をさせていただいたということでございます。

#### 〇議長(新山 玄雄君) 広田議員。

○議員(4番 広田 清晴君) 2月の20日に出した、山口県立周防大島高校に関する要望書、これ2月20です。ほいで、周防大島町議会として要請したのが、3月定例議会内ですから、いろんな議員各位のいろんな意見を踏まえて要望書を出したわけじゃないんです。それ、違いますから、訂正しておきたいと思います。

時間が全然なくなってあれですが、2点目に入りますが、今回。(発言する者あり)訂正ええって、わしが言うたけえ、言うたけえええですが、かなり時間も切迫してきましてので次に入らせていただきます。

#### ○議長(新山 玄雄君) あと、4分。

○議員(4番 広田 清晴君) 実は、2点目の部分ですが、かなり厳しく教育長自身がいわゆる取り扱った部分、いわゆる事務上のミス、根幹にかかわる部分だということで報告がされました。そしてまた、謝罪もされました。そういう中で、何でそういうことが可能なんかという部分がほどんど抜けちょるんです。何でそういうようなことが可能だったのか。いわゆる事務上の根本ミスについて、何で可能だったのか、そういうミスが何で発生する、ただ単に事務上のミスじゃなしに、当時いわゆる県のそういう要綱の中で、いわゆる当時の社会教育課が丸ごとに、その第3者団体をつくって実際的には受け入れ団体、資金の受け入れ団体にしたんじゃない、それでな

いと、これほどの事務上のミスが発生し得ないというのが私の考え方です。

そういう中でやっぱり明らかにしときたいのは、やっぱりその事務上のミスが全ての課に後から見たら全ての課にまたがったかもわかりませんが、実際的にはその団体をいわゆる社会教育課でつくった、そしてまた資金受け入れ部分も、いわゆる宮本常一記念館に場所があるような設定にしたんじゃなかろうかということを考えられます。

多くの皆さん方が名前を貸しただけだと、触れられたんじゃという格好で発言が出ております ので、この点はやっぱり明らかにしちょきたいというふうに思います。答弁のほう求めたいと思 います。

- 〇議長(新山 玄雄君) 西本教育次長。
- ○教育次長(西本 芳隆君) 団体の、御質問ありましたように、団体の発足についての問題と、この町委託契約の事務手続とは、直接は関係がございません。ただ、今回の中で先ほど教育長が質問の中で答弁もしましたように、財務規則、町工事執行規則で必要とされている、見積書の徴取、それから予定価格調書が作成されてない、検査調書ができてない、業務委託設計書の作成がなされていなかった、この点が指摘とされています。したがって、この団体がどうのこうのというんじゃなくて、私どものこういう不適切な処理が指摘をされたものでございます。

見積書の徴取ということで、言い訳になりますけども、ないんですけども、これ計画書という のが出ておりましたので、それが最大限の価格ではなかったかと思います。

ただ、予定価格調書については、事務上の手続でやっておりませんでしたということになります。

この主要な書類につきましては、ほんとに財務規則にも定めたものが、必要とされているものがなかったというのは、率直におわび申し上げるしかございません。それは、事実でございます。

- 〇議長(新山 玄雄君) 広田議員。
- ○議員(4番 広田 清晴君) のちに出てきますがそういういわゆる携わった人が、新たにまたいわゆる指定管理者として、基本的には指定管理者としてその中核を担うという部分が実態としてあるんじゃないでしょうか。いわゆる、久賀の実際的な指定管理に、応募に際してあるんじゃないでしょうかという点を質問したいと思いますが。

議長(新山 玄雄君) 西本教育次長。

- **〇教育次長(西本 芳隆君)** この事務手続上のミス、ミスというか不適切な点について、私ども の指導不足という形でありますので、そちらの団体がどうのこうのという部分ではございません。
- 〇議長(新山 玄雄君) 広田議員。
- ○議員(4番 広田 清晴君) 当時の、いわゆる21年度発生したときの、いわゆる担当職員さんがいわゆる団体を立ち上げた経緯。そしてまた、実際的に事務上のミスを起こした状況の担当

職員さんじゃなかったのか。その方が退職されて以後、実績額をその団体で、団体実績をそのまま生かして、実際的には再度指定管理のほうに応募されてはいないですかという質問なんです。 わかりますか。(発言する者あり)いや、実際的に当時、(発言する者あり)21年当時、その当時町の社会教育担当の方が、実際的に退職後新たに今回の指定管理、応募に際しての、中心人物ではないんでしょうか、いうことなんですよ。

- ○議長(新山 玄雄君) 時間もありませんから。西川教育長。
- ○教育長(西川 敏之君) 少し、はしょってるかもしれませんけど、平成21年、22年にさかのぼっても、今おっしゃられた方、固有名詞を上げませんけど、その方は会員じゃなかったし、もう1人の方も21年度、委託、嘱託の別はあるにしても、身分状況に変更はないので、と思っています。

今、監査委員会の意見をもらって読ませてもらいます。(発言する者あり)ちょっと済みません。町の2名の職員は、非常勤(発言する者あり)じゃないですか、違いますか。じゃあちょっと、私のほうでちょっと(「ちょっと違います」と呼ぶ者あり)で、何ですか。それぞれ宮本常一資料保存会の研究がありましたね、委託の。それと、私のほうとしては、指定管理、今度県について別もんと考えています。それぞれ別々の事業なんでというふうな構えで一応お答えさせてもらいます。

- ○議長(新山 玄雄君) あと、3分半ですから。広田議員。
- ○議員(4番 広田 清晴君) 3分半ということなんで、あれですが。実際的に21年度事故を起こしました、事故の重さはどこにありますか。中身的にはいわゆる公募がなかったとか、いろんな事務手続が間違ったということが、先ほどから縷々述べられておりますが、監査委員が指摘した分はあくまで23年度のいわゆる部分ということで、21年度にさかのぼって、いわゆる公募の点についてどうか。ほいで実際的な事務手続についてどうか。いう部分については、監査委員の指摘は、もう基本的には23年度にいわゆる限って言うておりますから、実際的には21、22年度は、実際には触れてないというのが実態です。

じゃけ、先ほど、私たちが今回きちっとしちょきたいのは、私自身が今回しておきたいのは、 やっぱり21年度に大きな事故が起こったときの担当者が、大きな事故、21年度、実際的には 21年度から起こっちょるわけですから。そじゃけえ、その部分がやっぱり当時のいわゆる職員 さんが実際的な任意団体の立ち上げにかかわり、実際的な、進出にかかわりいう中で起こった事 件じゃないかということを明らかにして、私のほうは質問を終わります。

○議長(新山 玄雄君) 以上で、広田議員の質問を終わります。
以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長(新山 玄雄君) 以上で本日の日程は全部議了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

次の会議は明日6月19日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長(西村 利雄君) 御起立願います。一同、礼。

午後1時45分散会